

第3次富士川町地域福祉計画

(令和4年度～令和8年度)

令和4年3月

富士川町

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 地域福祉とは	1
3. 計画の位置付け	2
4. 計画の期間	3
5. 計画の策定体制	3
第2章 富士川町の地域福祉の現状と課題	4
1. 地域福祉を取り巻く現状	4
2. 町民アンケート	14
第3章 計画の基本的な考え方	31
1. 基本理念	31
2. 基本目標	32
3. 計画の体系	33
第4章 施策の展開	34
基本目標1 住民がともに支え合うまち【人づくり・地域づくり】	34
基本目標2 福祉サービスの充実したまち【仕組みづくり】	38
基本目標3 すべての住民が安心して暮らせるまち【環境づくり】	44
第5章 計画の推進	49
1. 計画の普及と啓発	49
2. 連携体制の強化	49
3. 計画の進行管理と評価・検証	49
第6章 参考資料	50
1. 計画策定の経緯	50
2. 富士川町地域福祉計画策定委員会設置要綱と委員名簿	51

◆第1章 計画の概要◆

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と目的

人口減少、超高齢化時代、地域における相互扶助体制の弱まり、人間関係の希薄化などにより地域社会の環境は大きく変化しています。地域社会の課題は、自殺、ホームレスや生活困窮者、虐待やDV、引きこもり、孤独死、また災害が起こったときの避難行動要支援者への支援など、複雑化、多様化しています。

地域住民が皆で支える社会福祉に変わっていくためには、相互扶助の意識に基づいた、地域住民の参加が不可欠であり、その自発的、積極的な行動が重要となります。

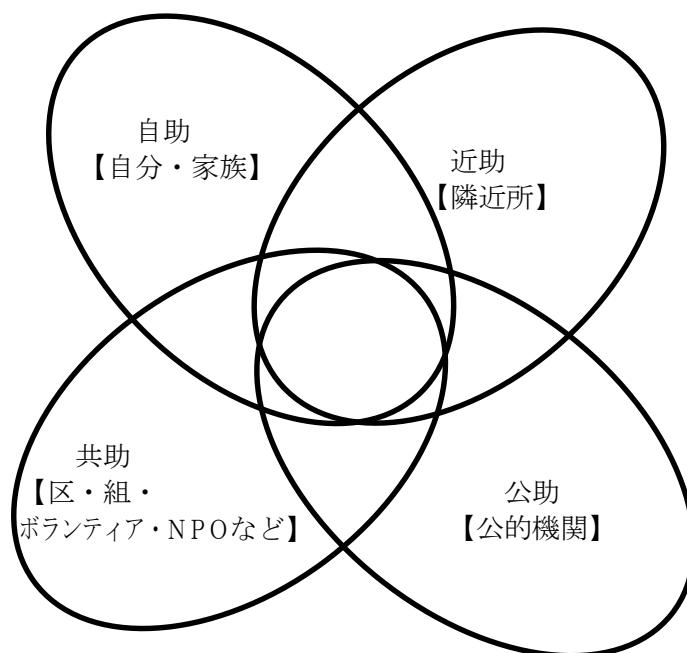
国においては、平成29年に社会福祉法が介護保険法等とともに改正され、「我が事・丸ごと」の包括的支援の理念が明確化されました。これは、制度・分野ごとの縦割りや、支援「する人」「される人」という関係を超えて、地域住民や団体など多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、支え合い・助け合う地域をともにつくっていく「地域共存社会」の実現を目指しています。

地域福祉計画は、こうしたまちづくりを進めるため、地域住民の主体的な参加のもとに行政や各関係団体との協働で地域の福祉を考え、将来の福祉を明確にしていくために策定されるものであり、「自助」、「近助」、「共助」、「公助」による、支え合い、助け合う仕組みづくりを目指すものです。

富士川町地域福祉計画は、平成29年3月に「第2次計画」を策定しましたが、5年が経過して計画期間を満了することから、地域を取り巻く社会環境や生活課題の変化を踏まえつつ、新たな地域福祉計画を策定することとします。

2. 地域福祉とは

地域福祉とは、誰もが、住み慣れた地域で生きがいを持ち、いつまでも安心して自立した生活が営めるように、自助・近助・共助・公助が相互に関わりながら、共に支え合い、互いに助け合う地域づくりに向け、地域住民、行政、社会福祉関係者等が相互に協力する仕組みをつくっていくことです。



3. 計画の位置付け

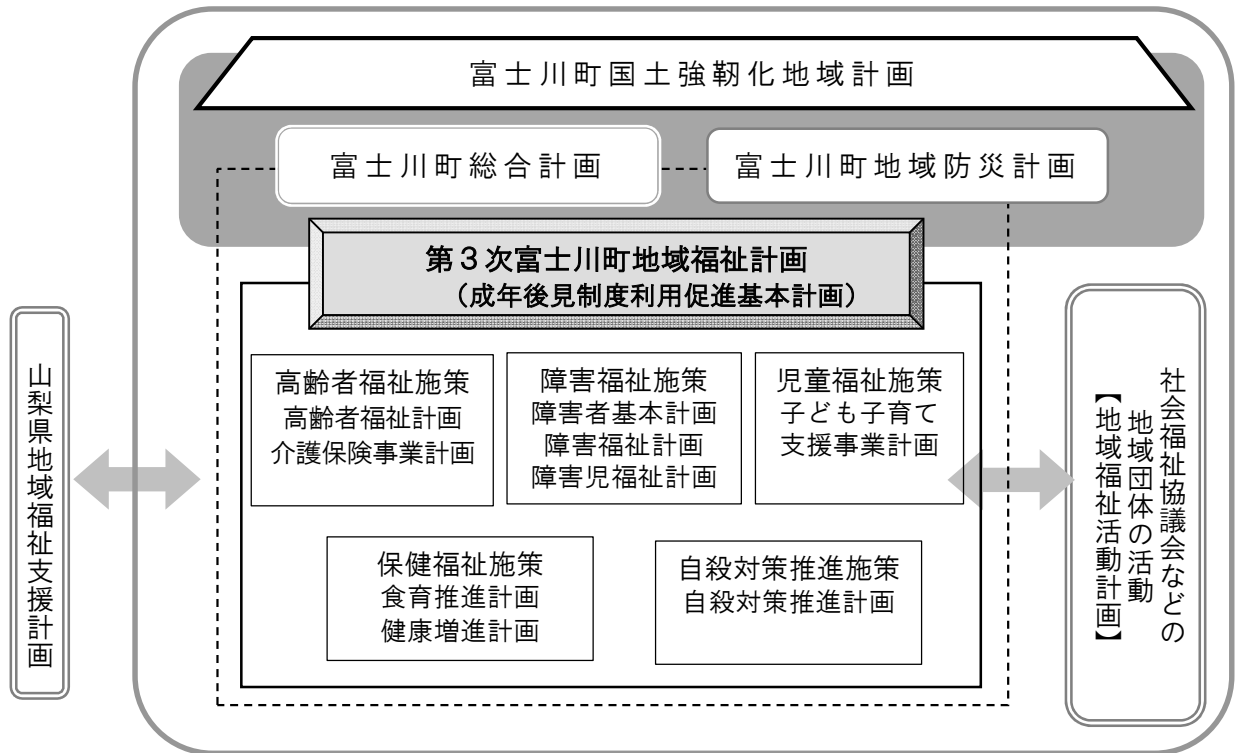
(1) 町の関連計画

この計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけるものであり、富士川町総合計画を上位計画としています。

また、「富士川町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「富士川町子ども子育て支援事業計画」など、福祉関連の個別計画の施策を推進する上での共通理念と各計画の基本方向を示すものとなります。それぞれの分野固有の施策、達成目標などについては、個別計画において位置付けます。

富士川町社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と相互に連携を図ります。

本計画には、地域福祉を推進する団体として位置づけられた社会福祉協議会が行う取り組みについても明記します。



(2) 成年後見制度利用促進基本計画の位置付け

本計画の「基本目標2 福祉サービスの充実したまち【仕組みづくり】 重点目標(5) 権利擁護の促進」を成年後見制度の利用の促進に関する法律に規定される「成年後見制度利用促進基本計画」として位置付けます。

(3) SDGsとの関係

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、貧困、健康、教育、まちづくり、環境など幅広い分野において持続可能な社会を世界レベルで実現するために、平成27年9月に国連で合意された世界共通の目標で、令和12年までに解決すべき17の「ゴール」を目標に掲げ、目標を成し遂げるための169の「ターゲット」(達成目標)を設定しています。

本町では、地域福祉計画の基本理念、基本目標の達成に向けた各種施策がSDGsの推進につながるものと考え、計画と関連する以下の目標の達成を目指します。



4. 計画の期間

本計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画の期間とします。

ただし、新たな社会保障制度の構築や行政施策の変化により、必要に応じて見直しを行うこととします。

5. 計画の策定体制

(1) 策定体制

本計画の策定にあたっては、町役場内における関係課各担当により、計画内容の協議、検討を行い、福祉関係者、有識者及び町民団体等住民代表による「富士川町地域福祉計画策定委員会」を設置し、住民参画及び官民協働に基づいた協議のもと策定しました。

(2) 住民意向調査

本計画の策定にあたっては、福祉に関する住民ニーズを把握し、本町における地域福祉施策のあり方を検討するため、町民の地域福祉推進について「富士川町地域福祉に関する町民アンケート調査」を実施しました。

※アンケート調査の概要については、14ページに記載しています。

(3) パブリックコメント

本計画の策定にあたり、町民の意見・要望を計画に反映させるとともに、町民と協働して施策を進めていくために、第3次富士川町地域福祉計画に対するパブリックコメントを実施しました。

- ① 募集対象：町内に住所を有する方
- ② 募集期間：令和4年1月5日(水)～令和4年2月3日(木)
- ③ 調査内容：第3次富士川町地域福祉計画に対する意見
- ④ 提出方法：担当課への郵送・持参、FAX、電子メール

◆第2章 富士川町の地域福祉の現状と課題◆

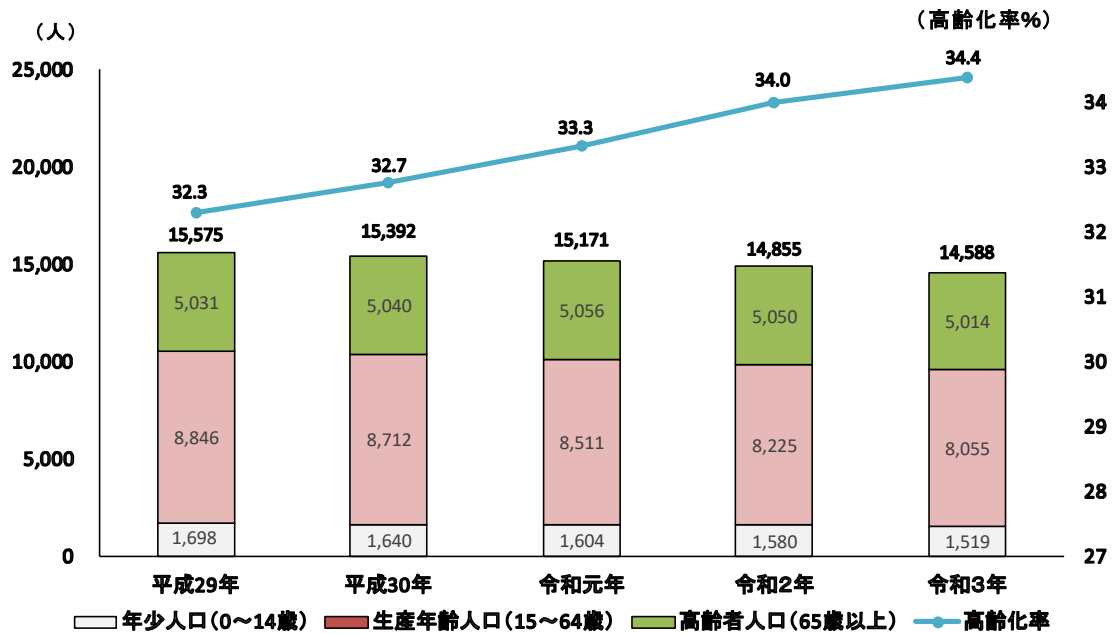
1. 地域福祉を取り巻く現状

(1) 総人口の推移

本町の総人口は、減少を続けており、令和3年の総人口は14,588人となっています。

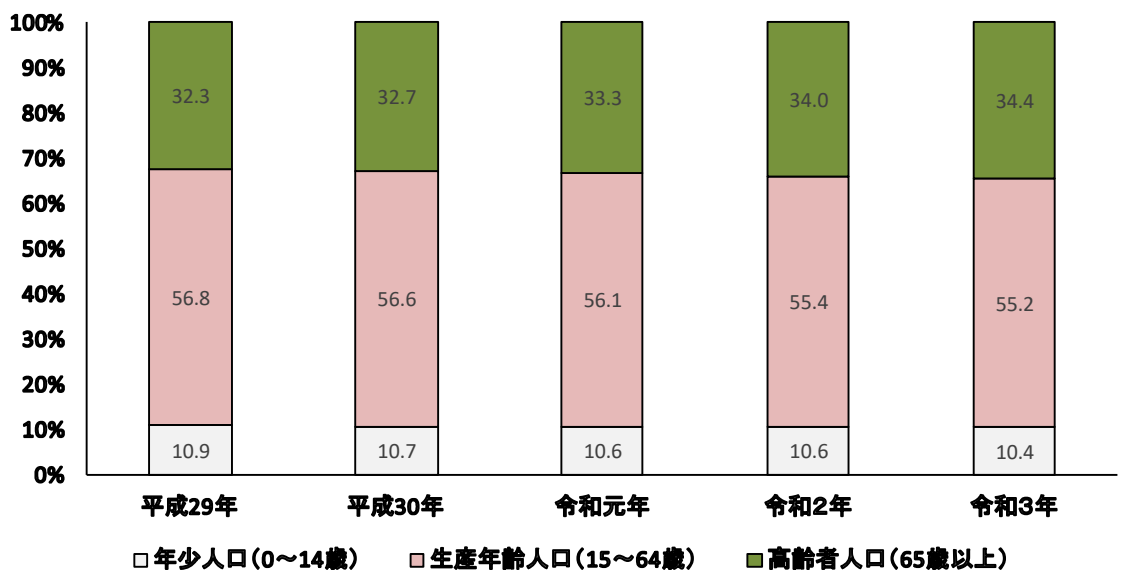
年齢3区分の推移をみると、全区部の人口が減少傾向で推移しており、生産年齢人口は、平成29年の8,846人から令和3年には、8,055人まで減少しています。今後も少子高齢化が進むものと予測されます。また、高齢化率は増加を続けており、令和3年度は34.4%となっています。

【総人口の推移】



出典資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

【年齢3区分別人口の推移】



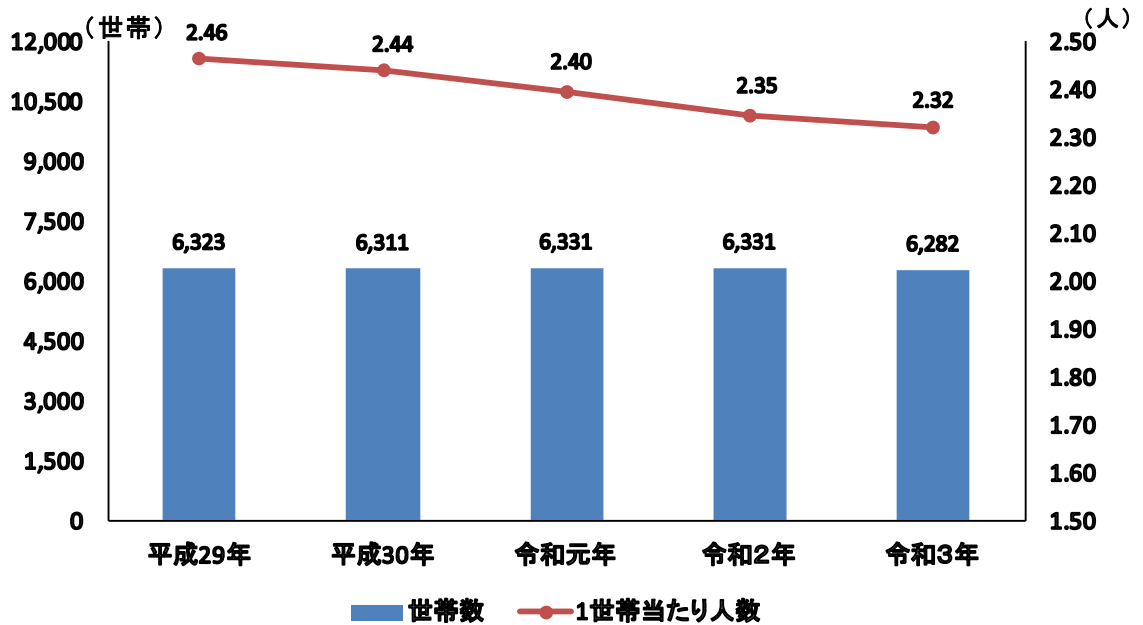
出典資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 総世帯数の推移

本町の世帯数は、令和3年に6,282世帯となっており、近年の推移をみると、令和元年までは増加傾向にありましたが、令和2年は横ばいとなり、令和3年には減少しています。

1世帯あたりの人員は平成29年の2.46人から令和3年には2.32人へと減少しています。

【総世帯の推移】



出典資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 出生数と出生率

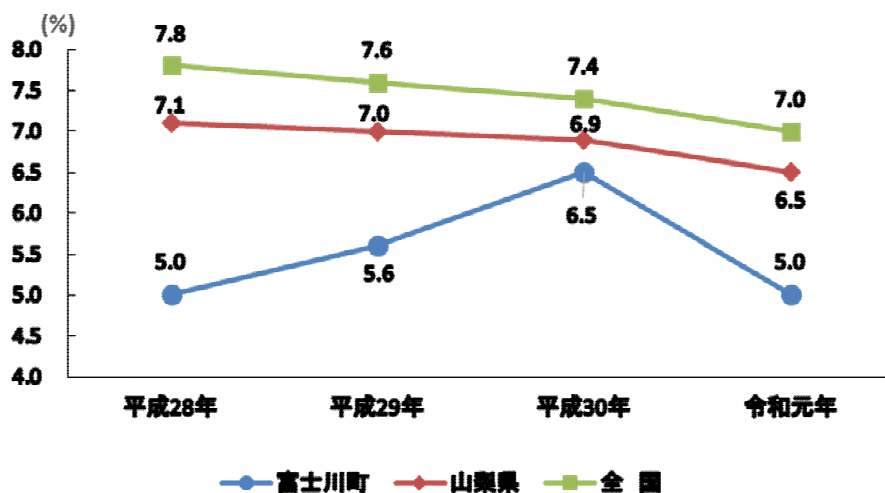
本町の出生数は、平成30年までは増加傾向にあったものの、令和元年においては、減少しました。また、出生率（人口千対）をみると全国、山梨県より低くなっています。

【出生数と出生率】

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
富士川町	出生数	75人	82人	94人	71人
	出生率(人口千対)	5.0	5.6	6.5	5.0
山梨県	出生数	5,819人	5,705人	5,556人	5,193人
	出生率(人口千対)	7.1	7.0	6.9	6.5
全国	出生数	976,978人	946,065人	918,400人	865,239人
	出生率(人口千対)	7.8	7.6	7.4	7.0

出典資料：人口動態統計

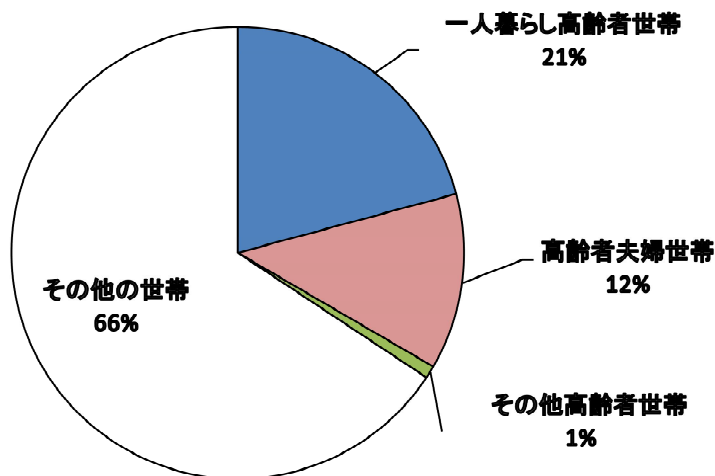
【出生率】



(4) 世帯の状況と高齢者世帯の推移

本町の世帯の状況は、一人暮らし高齢者世帯の21%などをはじめ、高齢者のみの世帯が34.3%を占めています。

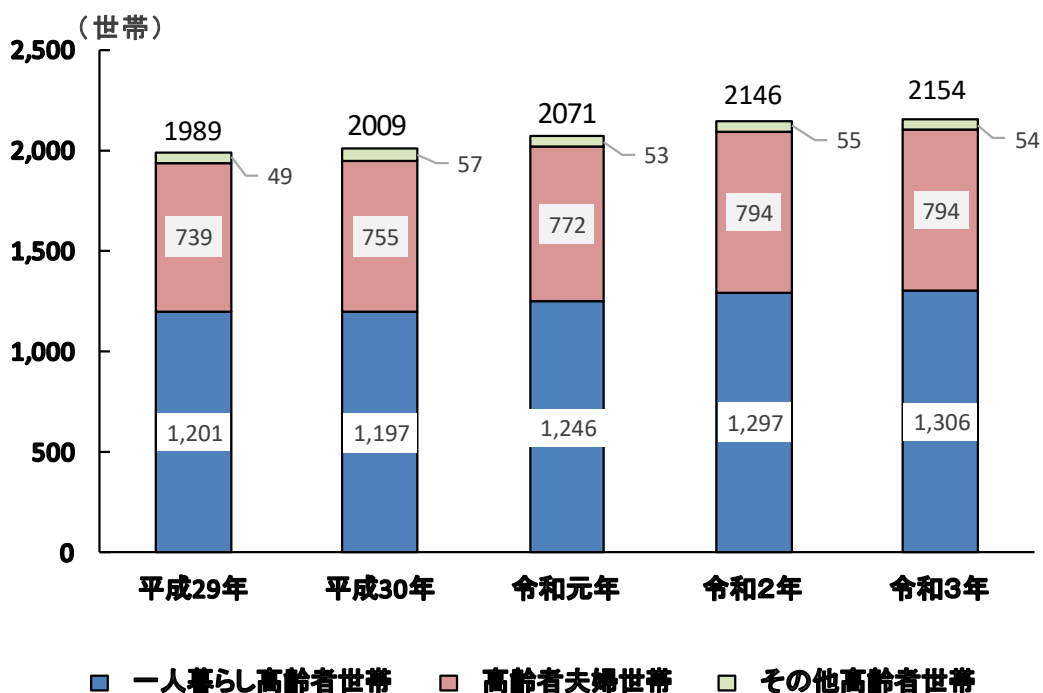
【世帯の状況】



出典資料：高齢者福祉基礎調査（令和3年4月1日）

高齢化に伴い、高齢者のみの世帯は増加傾向で推移しており、一人暮らし高齢者世帯は平成29年の1,201世帯から、令和3年には1,306世帯にまで増加しています。

【高齢者世帯の推移】



出典資料：高齢者福祉基礎調査（各年4月1日現在）

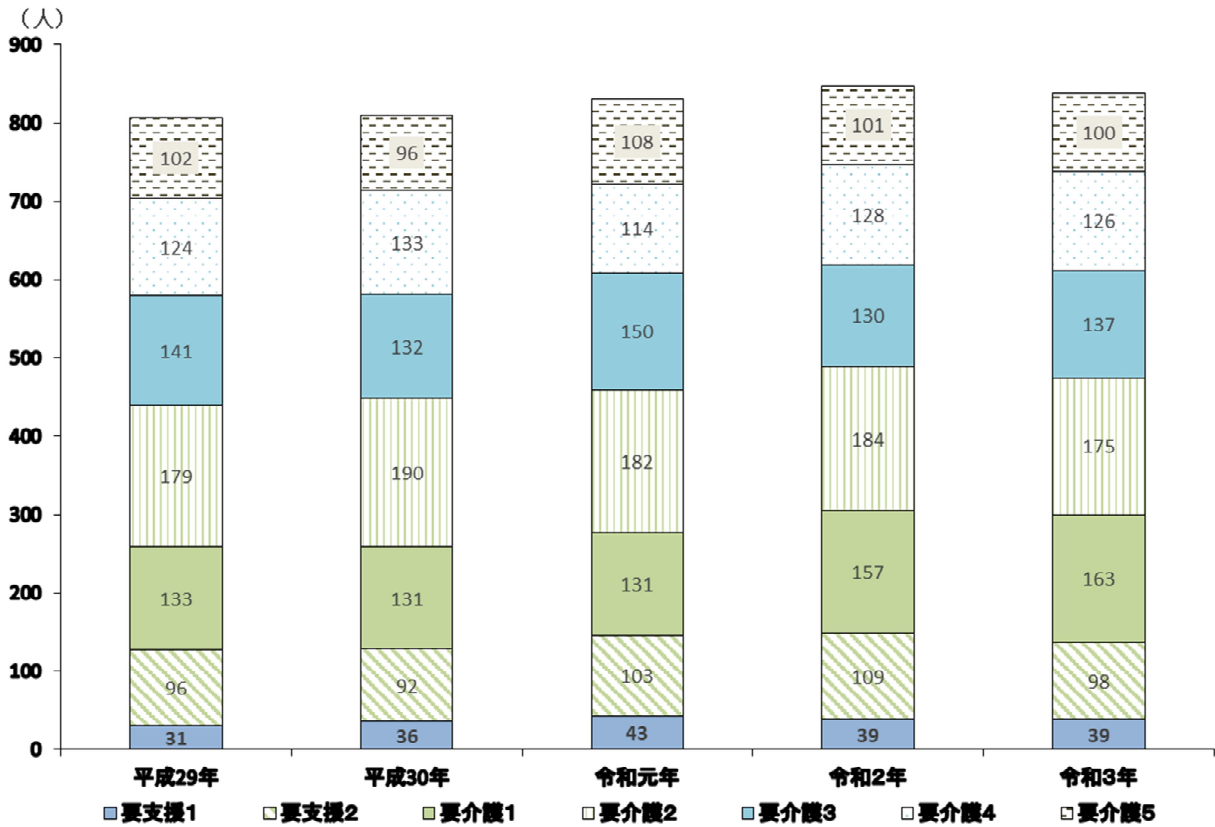
(5) 介護保険利用者（要支援・要介護認定者）の状況

本町の要支援・要介護認定者の合計は、増加傾向となっています。

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
要支援・要介護認定者	806人	810人	831人	848人	838人
要支援1	31人	36人	43人	39人	39人
要支援2	96人	92人	103人	109人	98人
要介護1	133人	131人	131人	157人	163人
要介護2	179人	190人	182人	184人	175人
要介護3	141人	132人	150人	130人	137人
要介護4	124人	133人	114人	128人	126人
要介護5	102人	96人	108人	101人	100人

出典資料：介護保険事業状況報告書（各年3月末現在）

【介護保険利用者（要支援・要介護認定者）の状況】



(6) 介護保険利用状況（令和2年度）

利用サービス	利用件数	月平均件数	一件当給付費	月平均給付費	年間給付費
① 居宅介護					
訪問介護	1,303	109	37,890	4,114,192	49,370,303
訪問入浴介護	55	5	62,723	287,482	3,449,783
訪問看護	637	53	39,473	2,095,381	25,144,577
訪問リハビリテーション	123	10	32,647	334,632	4,015,584
居宅療養管理指導	465	39	6,719	260,359	3,124,305
通所介護	2,482	207	95,485	19,749,416	236,992,993
通所リハビリテーション	417	35	73,371	2,549,642	30,595,708
短期入所生活介護	862	72	124,150	8,918,140	107,017,685
短期入所療養介護	66	6	133,874	736,304	8,835,651
特定施設入居者生活介護	55	5	174,539	799,972	9,599,668
福祉用具貸与	3,038	253	11,570	2,929,092	35,149,108
特定福祉用具販売	49	4	21,204	86,582	1,038,982
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	1,609	134	85,660	11,485,595	137,827,145
認知症対応型通所介護	109	9	183,621	1,667,888	20,014,651
小規模多機能型居宅介護	145	12	211,809	2,559,357	30,712,283
認知症対応型共同生活介護	85	7	258,626	1,831,935	21,983,220
地域密着型 特定施設入居者生活介護	12	1	148,030	148,030	1,776,362
地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護	12	1	225,438	225,438	2,705,256
住宅改修	28	2	86,811	202,559	2,430,711
居宅介護支援	5,077	423	12,626	5,342,014	64,104,172
計				66,324,012	795,888,147
② 介護予防					
訪問介護	0	0	0	0	0
訪問入浴介護	0	0	0	0	0
訪問看護	116	10	25,863	250,007	3,000,080
訪問リハビリテーション	31	3	23,170	59,857	718,281
居宅療養管理指導	57	5	7,779	36,949	443,385
通所介護	0	0	0	0	0
通所リハビリテーション	70	6	37,028	215,996	2,591,946
短期入所生活介護	3	0	70,128	17,532	210,384
短期入所療養介護	1	0	48,609	4,051	48,609
特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	888	74	4,968	367,628	4,411,532
特定福祉用具販売	27	2	18,460	41,535	498,424
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
住宅改修	21	2	99,870	174,772	2,097,268
介護予防支援	1,004	84	4,382	366,603	4,399,240
計				1,534,929	18,419,149
③ 施設介護					
介護老人福祉施設	1,448	120.7	271,541	32,765,953	393,191,439
介護老人保健施設	1,003	83.6	256,060	21,402,388	256,828,659
介護療養型医療施設	12	1.0	404,593	404,593	4,855,110
介護医療院	5				1,816,575
計				54,572,934	656,691,783
合計				122,431,875	1,470,999,079

出典資料：令和2年度事業年報

(7) 障害のある人の状況

① 手帳所持者数の推移

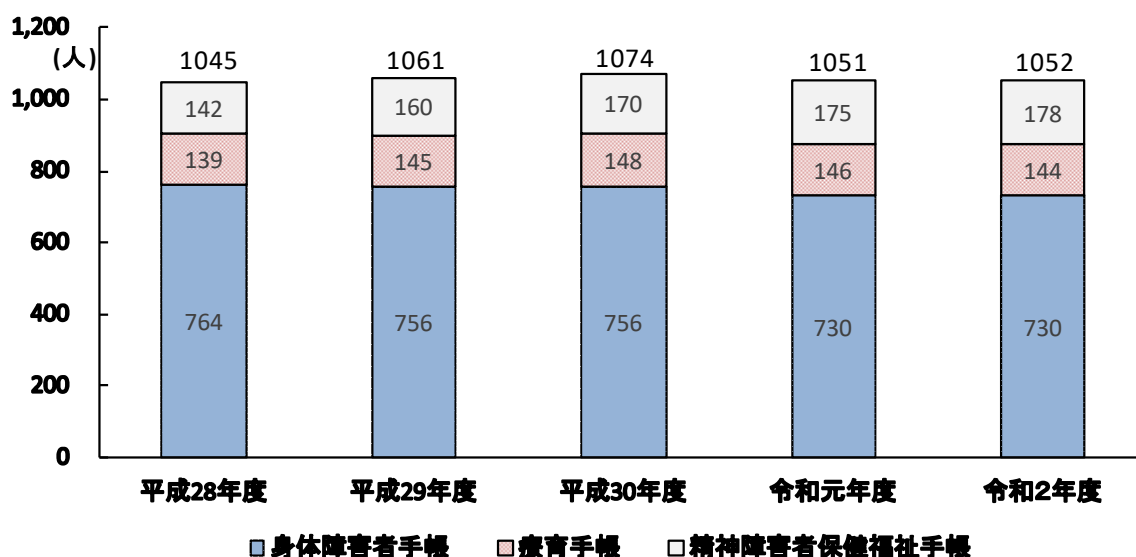
本町の手帳所持者数は、平成30年度までは増加傾向にありましたが、令和元年度以降は横ばいとなっています。

障害種別にみると、身体障害者手帳の所持者は減少傾向にあり、療育手帳はほぼ横ばい、精神障害者保健福祉手帳は緩やかに増加しています。

【手帳所持者数の推移】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
身体障害者手帳	764人	756人	756人	730人	730人
療育手帳	139人	145人	148人	146人	144人
精神障害者保健福祉手帳	142人	160人	170人	175人	178人
合 計	1,045人	1,061人	1,074人	1,051人	1,052人

出典資料：山梨県「手帳交付者統計」（各年3月末現在）



② 自立支援医療受給者数の推移

自立支援医療とは、心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する制度です。平成28年度以降、精神通院医療が増加傾向にあります。

【自立支援医療受給者数の推移】

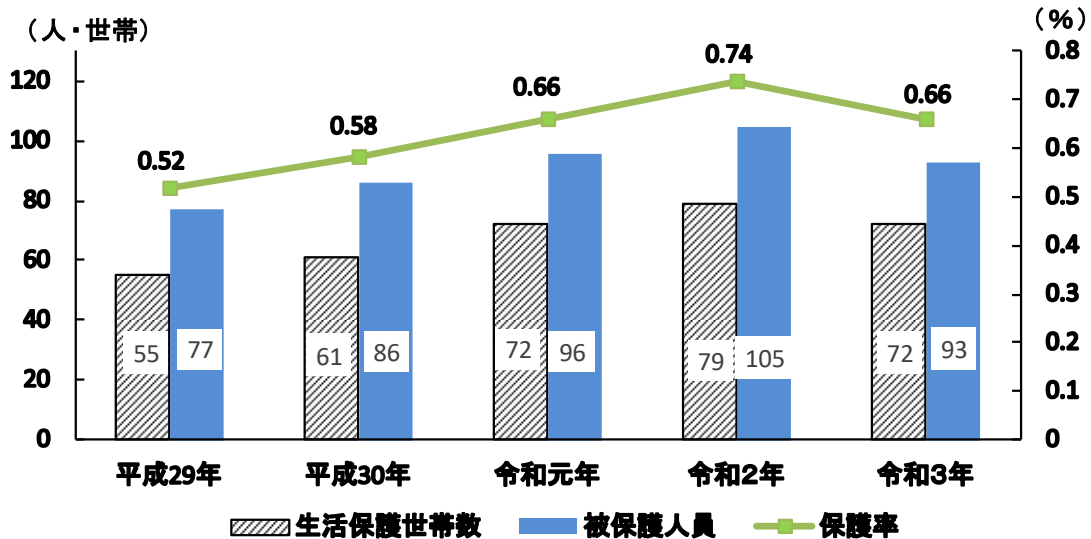
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
精神通院医療	202人	220人	225人	229人	253人
更生医療	56人	51人	51人	56人	53人
育成医療	0人	4人	2人	1人	1人
合計	258人	275人	278人	286人	307人

出典資料：山梨県立精神保健福祉支援センター、福祉保健課障害福祉担当
子育て支援課母子保健担当（各年3月末現在）

(8) 生活保護世帯の状況

本町の生活保護世帯数及び被保護人員は令和2年度までは増加傾向にありましたが、令和3年度には減少し、受給者は72世帯、93人となっています。

【生活保護世帯数の状況】



出典資料：山梨県福祉保健総務課（各年4月1日現在）

(9) 虐待・暴力相談件数の推移

本町の令和2年度の虐待相談件数は、児童虐待は4件、高齢者虐待は3件、障害者虐待は1件となっています。また、暴力相談件数（DV）の相談件数は、4件となっています。

【虐待・暴力相談件数の推移】

単位：件

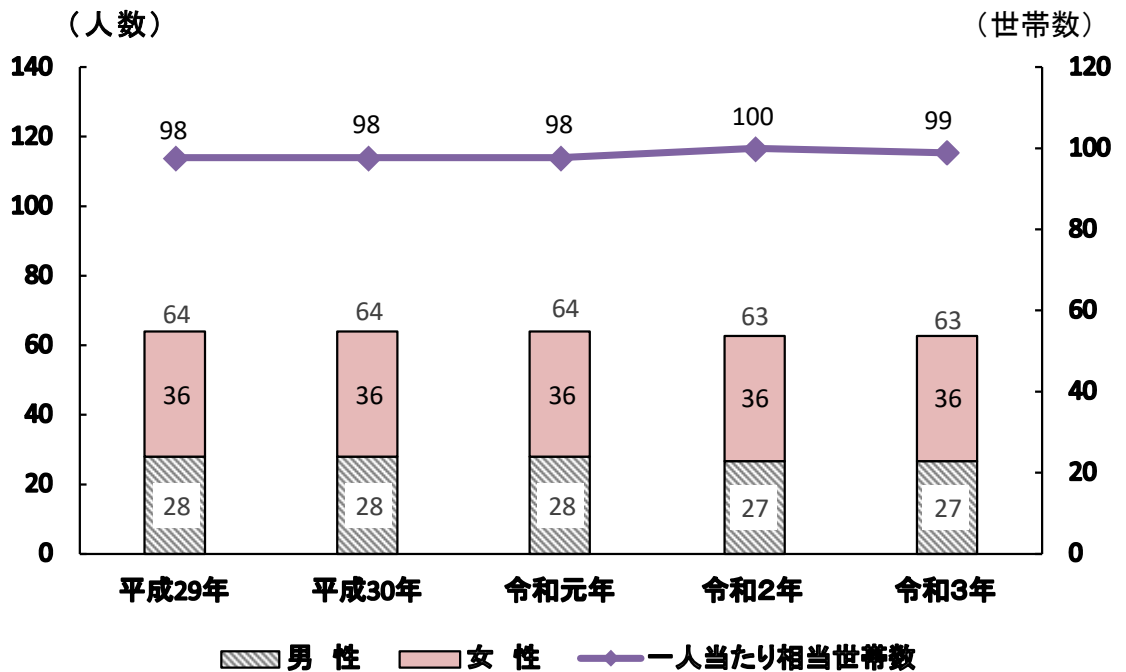
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童虐待	14	16	9	7	4
高齢者虐待	3	8	4	4	3
障害者虐待	2	0	1	3	1
配偶者からの暴力(DV)	3	2	4	0	4

出典資料：子育て支援課、福祉保健課（各年4月1日現在）

(10) 民生委員・児童委員

本町の民生委員・児童委員は、令和3年度は男女合わせて63人おり、一人当たり相当世帯数は99世帯となっています。

【民生委員・児童委員】

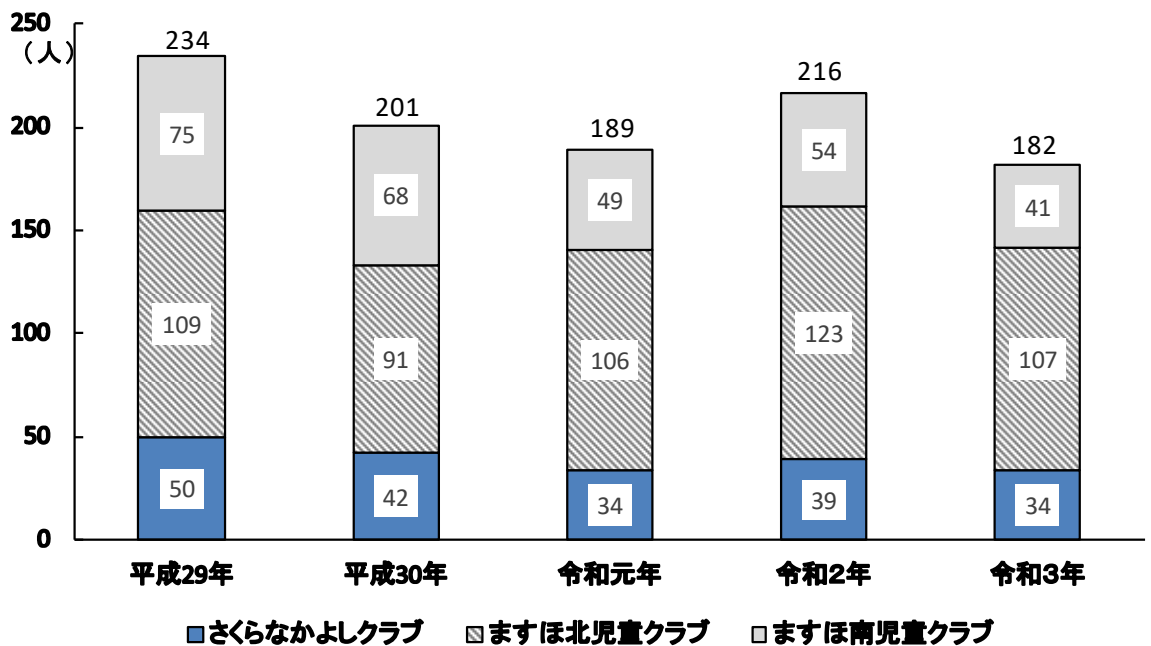


出典資料：福祉保健課福祉担当（各年4月1日現在）

(11) 児童クラブ利用者数

児童クラブは、町内3箇所で実施しており、全体的に利用者数は減少傾向にあります。放課後の活動のほか、夏休みなどの長期休暇時に対応しています。

【児童クラブ利用者数】



出典資料：子育て支援課児童保育担当（各年4月1日現在）

(12) ボランティア登録団体の状況

ボランティア登録団体は、令和3年は8団体となっています。

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
ボランティア登録団体	8団体	8団体	8団体	8団体	8団体
高齢者の団体	2団体	2団体	2団体	2団体	2団体
その他団体	6団体	6団体	6団体	6団体	6団体

出典資料：社会福祉協議会（各年4月1日現在）

(13) 社会福祉協議会活動の状況

富士川町社会福祉協議会では、地域福祉の啓発を目的とした諸行事として富士川町社会福祉大会や、ふれあいいいききサロンなどを実施しており、小中学生や高齢者などの地域住民をはじめ、福祉団体やボランティアなど多くの方が参加しています。

また、講座・研修などの活動として、各種ボランティア講座や福祉教育などを実施しており、1年を通じて活動しています。

行事名	主催	主な参加者	参加人数	期日など	場 所・内 容など
社会福祉大会	町・社協	一般町民 福祉団体・施設 民生委員・児童委員	約200人	年1回 2月下旬頃	・式典 ・アトラクション
ふれあいいいききサロン	社協	高齢者 ボランティア	約2500人	延べ100回/年 開催	・各地域で開催
歳末たすけあい 援助活動	社協	共同募金会 民生委員・児童委員	約250人	12月下旬	・在宅者訪問
おもちゃ図書館	社協	未就園児・保護者 ボランティア	延べ約800人	年47回開催	・毎週水曜日
ことぶきデイルーム	社協	小学生・地域高齢者 ボランティア	延べ約500人	延べ10回/年 開催	・クラブ活動に高齢者が参加
甲州富士川まつりへの参加	町	ボランティア	5人	年1回 11月中旬頃	・利用者による制作品等の販売 ・各種事業PR(共同募金等)
各種ボランティア講座	社協	一般町民 ボランティア	延べ約1,200人	年60回	・手話、子どものための ボランティアスクールなど
福祉教育	社協	町内小中学校	約1,000人	6校で実施	・高齢者疑似体験 ・福祉講話など
会食サービス	社協	高齢者 ボランティア	延べ約1,100人	月2回及び 2ヶ月に1回実施	・地域健康福祉センター他 3ヶ所で実施
福祉だより及び ボランティア情報発行	社協	町内全域		年6回発行	・福祉関係情報の提供
生活支援事業 「ちょこっとさん」	社協	町内全域	延べ146件	通年	・有償ボランティアによる生活支援事業(ゴミ捨て、買い物等)

出典資料：社会福祉協議会

(14) 社会福祉施設設置箇所

(箇所)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
高齢者関係施設	12	12	12	12	12
地域健康福祉センター	1	1	1	1	1
総合福祉センター	1	1	1	1	1
養護老人ホーム	-	-	-	-	-
軽費老人ホーム(ケアハウス)	1	1	1	1	1
居宅介護支援事務所	9	9	9	9	9
有料老人ホーム	-	-	-	-	-
介護保険関係施設	29	29	29	29	29
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	3	3	3	3	3
介護老人保健施設	1	1	1	1	1
介護療養型医療施設(療養型病床群)	-	-	-	-	-
通所介護事業所(デイサービス)	14	14	14	14	14
訪問介護事業所(ホームヘルプ)	5	5	5	5	5
訪問入浴介護事業所	1	1	1	1	1
訪問看護ステーション	2	2	2	2	2
認知症対応型共同生活介護施設 (認知症グループホーム)	1	1	1	1	1
小規模多機能型居宅介護事業所	1	1	1	1	1
認知症対応型通所介護事業所	1	1	1	1	1
障害のある人の関係施設	9	9	11	13	13
地域活動支援センター	2	2	3	3	2
就労継続支援B事業所	4	5	5	5	6
グループホーム	2	2	2	4	4
障害者支援施設	1	1	1	1	1
児童関係施設	13	13	14	13	13
保育所	6	6	6	5	5
児童厚生施設(児童センター)	2	2	2	2	2
放課後児童クラブ	4	4	5	5	5
児童発達支援センター	-	-	-	-	-
障害児通所支援施設	-	-	-	-	-
障害児入所支援施設	-	-	-	-	-
児童遊園	1	1	1	1	1
災害時要援護者用避難所(福祉避難所)	11	11	11	11	11

出典資料：福祉保健課、子育て支援課(各年4月1日現在)

2. アンケート調査結果概要

(1) 調査の目的

この調査は、「富士川町地域福祉計画」見直しの基礎資料となる、町民の日常生活の現状や意識、福祉サービスや地域づくりに関する意見を収集するために実施しました。

(2) 調査項目

- あなた自身について
- 地域生活に関することについて
- あなたの福祉への関心、意識について
- 福祉サービスに対する意識について
- ボランティア活動などに関することについて
- 社会福祉協議会や民生委員・児童委員について
- 地域の課題解決や福祉施策に関することについて

(3) 調査の設計

- 調査対象：富士川町在住の18歳以上の男女 1,000人
- 調査方法：無作為抽出による郵送配布・郵送回収
- 調査期間：令和3年7月20日～令和3年8月5日

(4) 回収状況

発送数	有効回収数	有効回収率
1,000 通	396 通	39.6%

◎ 調査結果を見る際の注意事項 ◎

※回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示してあります。

※百分率は小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。このため、百分率の合計が100%にならないことがあります。

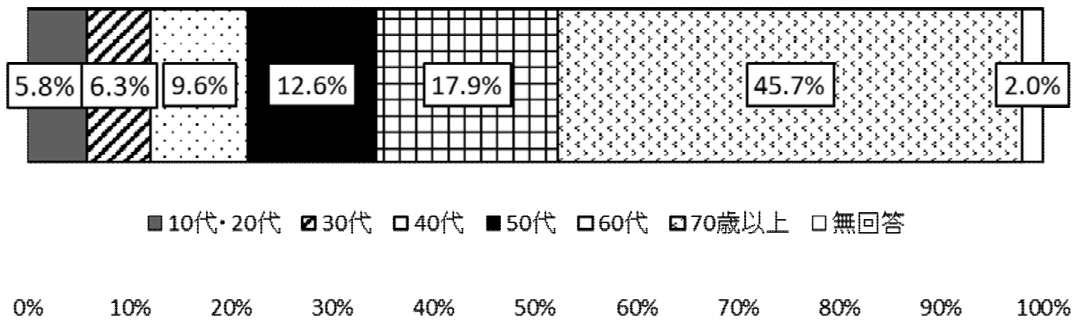
※1つの質問に2つ以上答えられる“複数回答可能”の場合は、回答比率の合計が100%を超える場合があります。

※選択肢の文章が長い場合、グラフ上では省略して表記していることがあります。

あなた自身について

【年齢・性別】

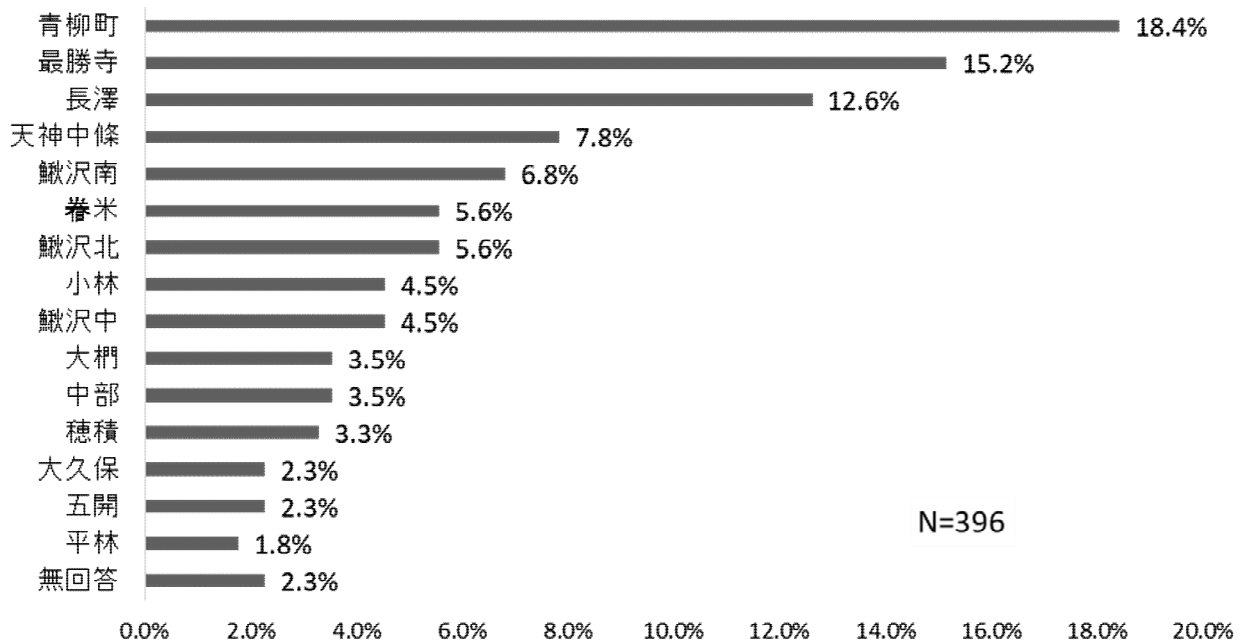
N=396



○回答者の性別は、「女性」が56.6%、「男性」が40.7%となっています。

○年齢は、「70歳以上」が45.7%と4割を超えて最も多くなっています。

【地区】



○居住地区は、「青柳町」が18.4%と約2割で最も多く、次いで「最勝寺」が15.2%、「長澤」が12.6%などとなっています。

○家族構成は、「2世代（親と子）」が37.1%と最も多くなっています。

○対象者本人、もしくは同居家族に、「65歳以上の方」がいる世帯が35.1%、「いずれもいない」が33.3%となっています。

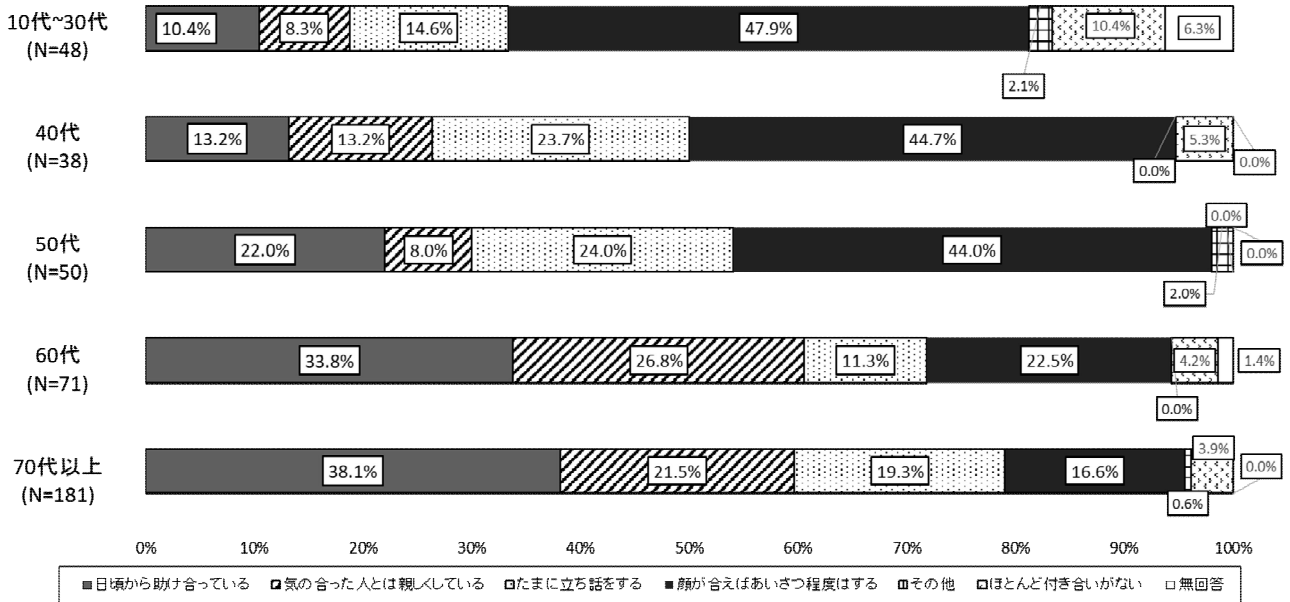
○居住歴は、「富士川町ではないところで生まれ、富士川町に転入した」方と「ずっと町内に住んでいる」方がそれぞれ37.1%と34.8%、「富士川町の生まれで、町外に住んだ後、戻ってきた」が18.2%となっています。

地域生活に関することについて

【近所づきあい】

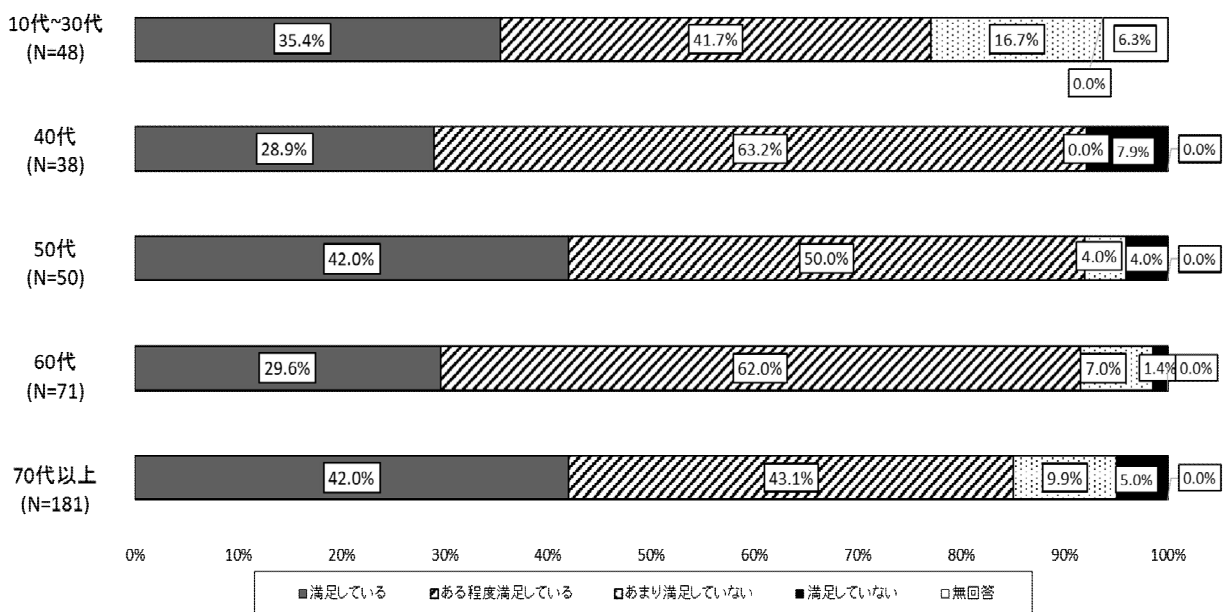
■あなたのご近所の方は、普段どの程度のおつきあいをしていますか。

(主なもの1つだけに○)



○普段の近所づきあいの程度は、「日頃から助け合っている」が10代~30代が10.4%、40代が13.2%、50代が22.0%、60代が33.8%、70代以上が38.1%となっています。「顔が合えばあいさつ程度はする」が10代~30代が47.9%、30代が44.7%、50代が44.0%、60代が22.5%、70代以上が16.6%となっています。(複数回答)

■あなたは、今の近所づきあいに満足していますか。(1つだけに○)



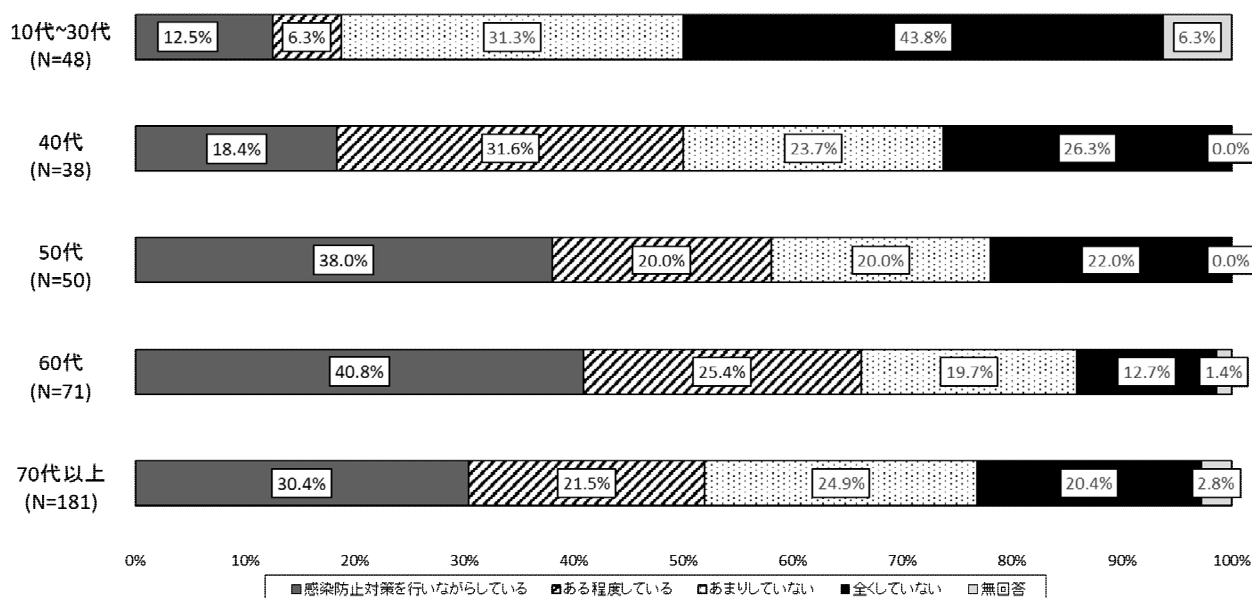
○近所づきあいの満足状況は、「満足している」と「ある程度満足している」を合わせた『満足している』は10代~30代が77.1%、40代が92.1%、50代が92.0%、60代が91.6%、70代以上が「満足していない」と「あまり満足していない」を合わせた『満足していない』は10代~30代が16.7%、40代が7.9%、50代が8.0%、60代が8.4%、70代以上が14.9%となっています。

○近所づきあいの考え方は、「親しく相談したり、助け合ったりするのは必要だと思う」が5割を超えて最も多く、次いで「わずらわしいと思うが、日常生活に便利なが多いので必要である」が22.7%などとなっています。

近所づきあいがほとんどない人は非常に少なく、満足している人も多くなっています。また、親しく相談したり助け合ったりすることが必要と考える人も多くなっています。

【コロナ過における地域内での行事や自治会活動への参加】

■コロナ過において、地域内の行事や自治会活動に参加・協力していますか。(1つだけに○)



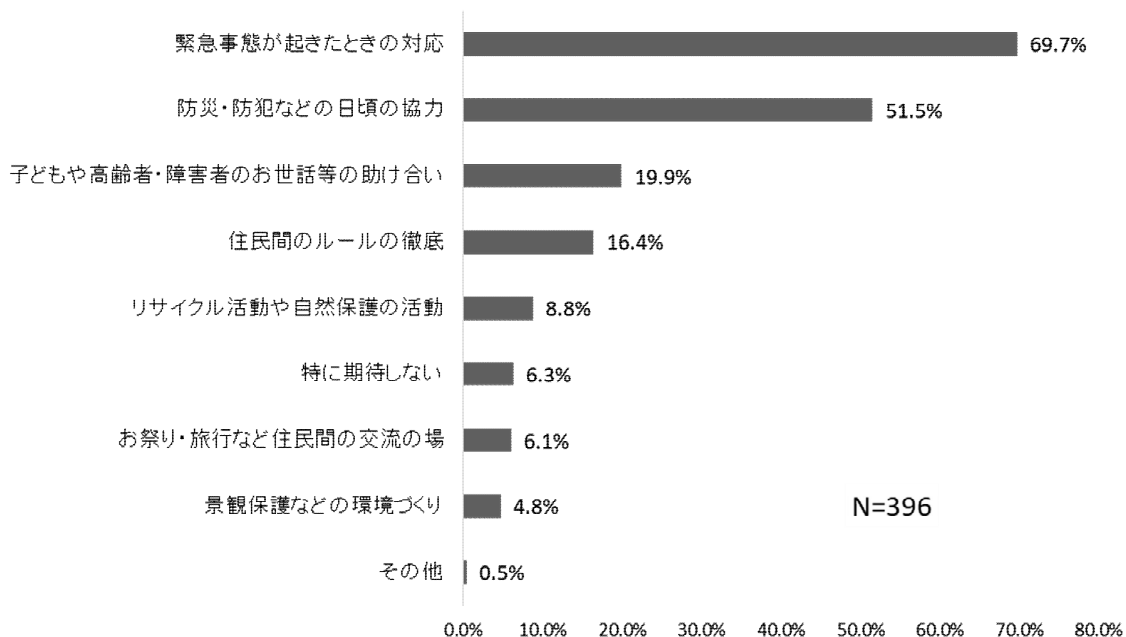
○コロナ過における地域内での行事や自治会活動への参加状況は、「感染防止対策を行いながらしている」が60代が40.8%と最も多く、次いで、50代が38.0%、70代以上が30.4%となっています。

○あまりしていない・全くしていない理由は、「コロナ過のため行事が行われなかったから」が48.4%と最も多く、次いで「健康上の理由から」が13.6%、「声が掛からないから」が13.0%、「忙しくて時間がないから」が12.0%などとなっています。

コロナ過において、地域内での行事や自治会活動に参加している人は約半数となっています。また参加しない理由としては、「コロナ過のため行事が行われなかった」が5割弱と最も多く挙げられています。

【地域社会に期待する役割】

■あなたは地域社会の役割についてどのようなことを期待しますか。(2つまでに○)



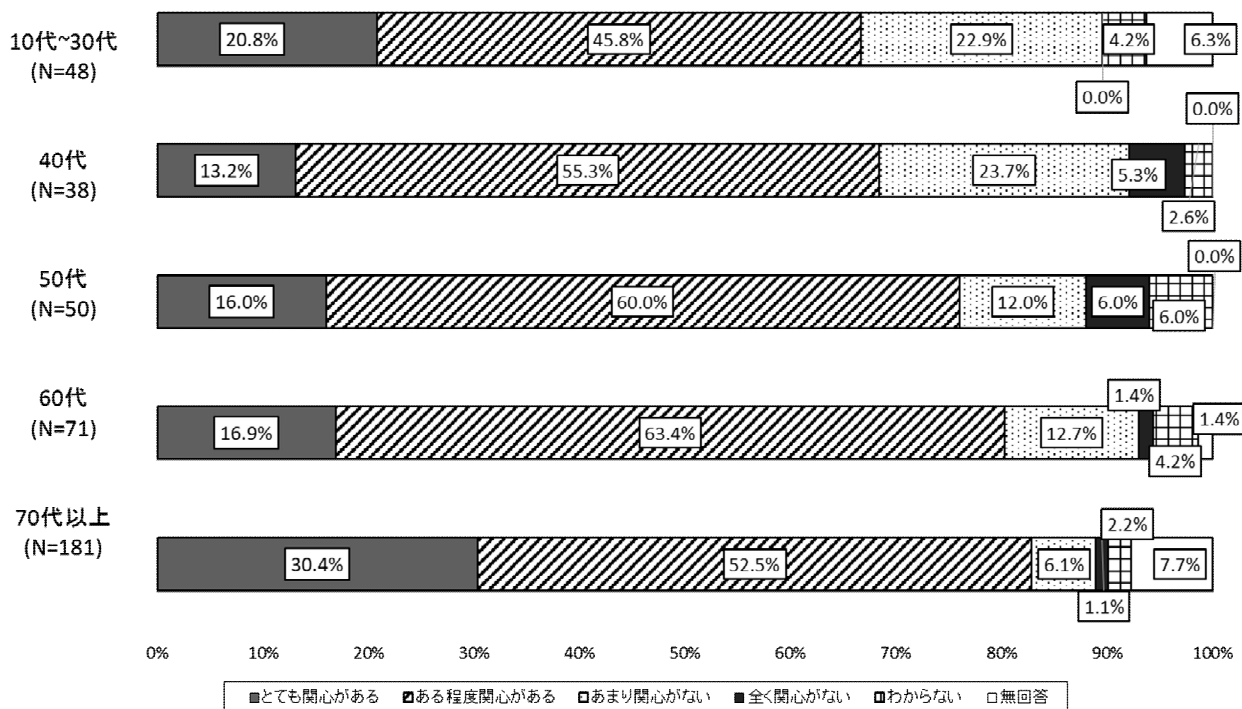
○地域社会に期待する役割は、「緊急事態が起きたときの対応」が69.7%で約7割と最も多く、次いで「防災・防犯などの日頃の協力」が51.5%、「子どもや高齢者・障害のある人のお世話等の助け合い」が19.9%などとなっています。(複数回答)

地域社会には、「緊急事態が起きたときの対応」が強く期待されています。また、「防災・防犯などの日頃の協力」も期待されています。

あなたの福祉への関心、意識について

【福祉への関心】

■あなたは、「福祉」に関心がありますか。(1つだけに○)



○福祉への関心の有無は、「とても関心がある」と「ある程度関心がある」を合わせた『関心がある』

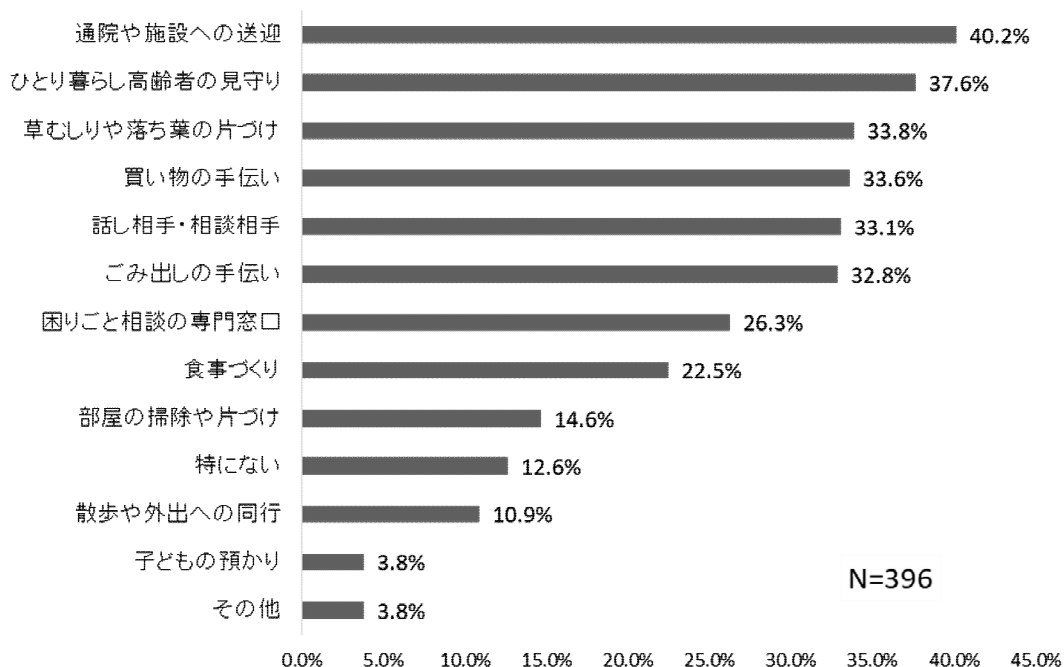
は10代～30代が66.6%、40代が68.5%、50代が76.0%、60代が80.4%、70代以上が82.9%と全体で74.9%と7割を上回り、「全く関心がない」と「あまり関心がない」を合わせた『関心がない』は10代～30代が22.9%、40代が29.0%、50代が18.0%、60代が14.1%、70代以上が7.2%全体で18.2%と2割を下回っています。

○関心がある福祉の分野は、「高齢者に関する福祉」が68.2%と6割を超えて最も多く、次いで「福祉全般」が44.6%、「子どもに関する福祉」が35.1%、「障害のある人に関する福祉」が34.1%などとなっています。(複数回答)

福祉への関心がある人は、7割を超えて多く、特に関心があるのは「高齢者に関する福祉」となっています。

【地域での支援や心がけ】

■あなたやあなたの家族が高齢になったり、病気や事故などで日常生活が不自由となったとき、地域の人にしてもらいたいことはありますか。(あてはまるものすべてに○)



○対象者本人や家族が日常生活で不自由となったとき、地域の人にしてもらいたいことは、「通院や施設への送迎」が40.2%と4割を超えて最も多く、次いで「ひとり暮らし高齢者の見守り」が37.6%、「草むしりや落ち葉の片づけ」が33.8%、「買い物の手伝い」が33.6%、「話し相手・相談相手」が33.1%などとなっています。(複数回答)

○近所に住むひとり暮らしの高齢者、ねたきりの高齢者や障害のある人のいる家族、子育てをしている家族などに対する支援についての考えは、「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」が36.9%で最も多く、次いで「支援をしたいが、自分のことで精一杯でその余裕がない」が22.2%、「支援をしたいが、何をすればよいかわからない」が17.7%などとなっています。

○外出中に心がけていることは、「障害者用駐車場へは車を停めないようにしている」が72.7%と7割を超えて最も多く、次いで「車椅子やつえを持った人に道や建物の出入り口を譲る」が69.4%、「公共交通機関などで席を譲る」が52.3%などとなっています。

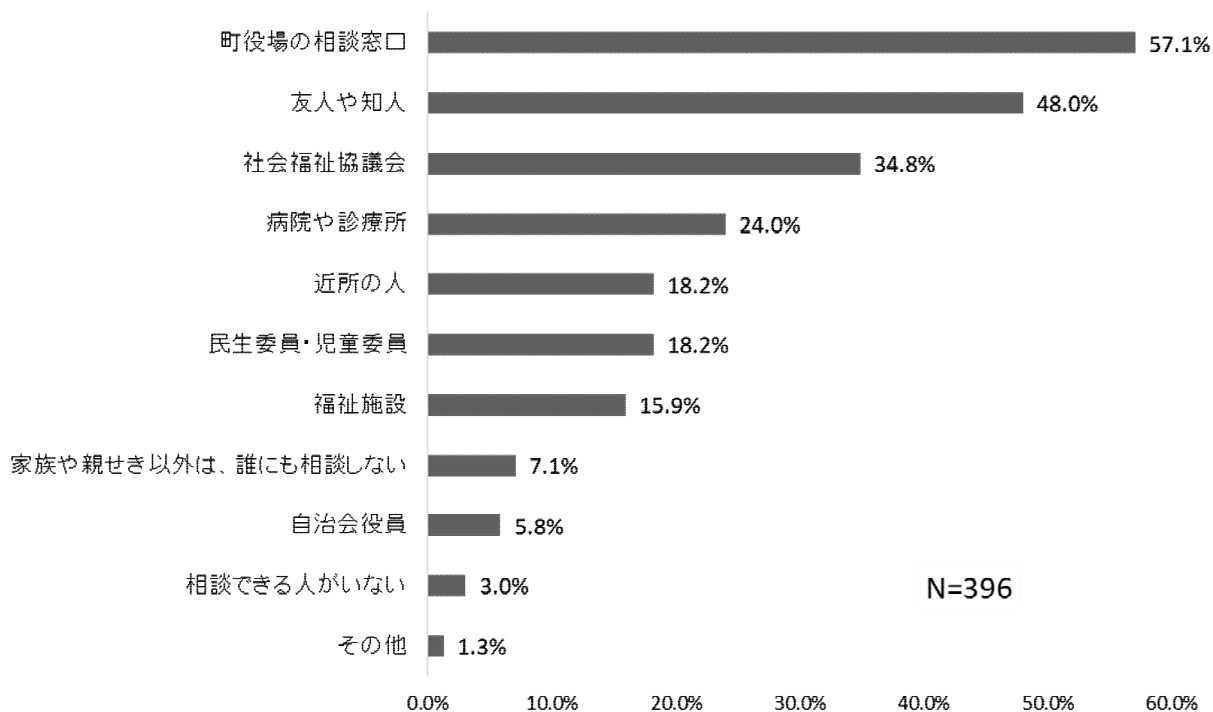
支援が必要になったときに地域の人にしてもらいたいことは、「通院や施設への送迎」が40.2%と4割を超えています。次いで、「ひとり暮らし高齢者の見守り」が37.6%となっています。

支援が必要な人への支援については、「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」と考える人が多くなっています。

福祉サービスに対する意識について

【福祉サービス】

■あなたが生活上困ったり、福祉サービスが必要になったりしたとき、家族や親せき以外に誰（どこ）に相談しますか。（あてはまるものすべてに○）



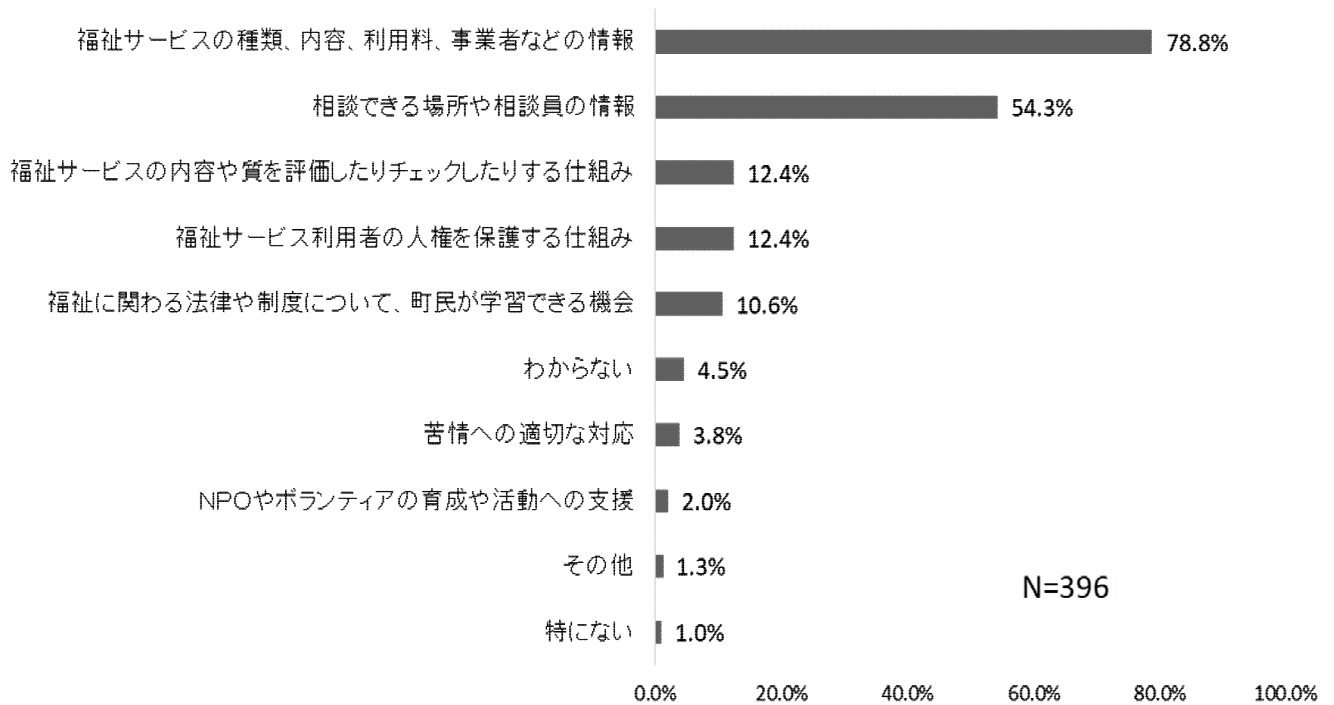
○生活上で困ったり、福祉サービスが必要になったりしたときの家族や親せき以外の相談相手は、「町役場の相談窓口」が57.1%と約6割で最も多く、次いで「友人や知人」が48.0%、「社会福祉協議会」が34.8%などとなっています。（複数回答）

■あなたやあなたの家族に、福祉サービスが必要になったとき、すぐにサービスを利用しますか。

○福祉サービスが必要になったとき、すぐにサービスを利用するかについては、「利用する」が58.6%と約6割で最も多く、次いで「抵抗はあるが、利用する」が19.4%、「利用しない」が2.0%などとなっています。

○すぐにサービスを利用しない理由は、「家族で対応できる」、「サービスの内容や利用の仕方がわからない」がそれぞれ75.0%、「他人の世話にはなりたくない」が50.0%、「経済的な負担が心配」が37.5%などとなっています。（複数回答）

■福祉サービスを安心して利用できる状況をつくるために、どのようなことが必要だと思いますか。



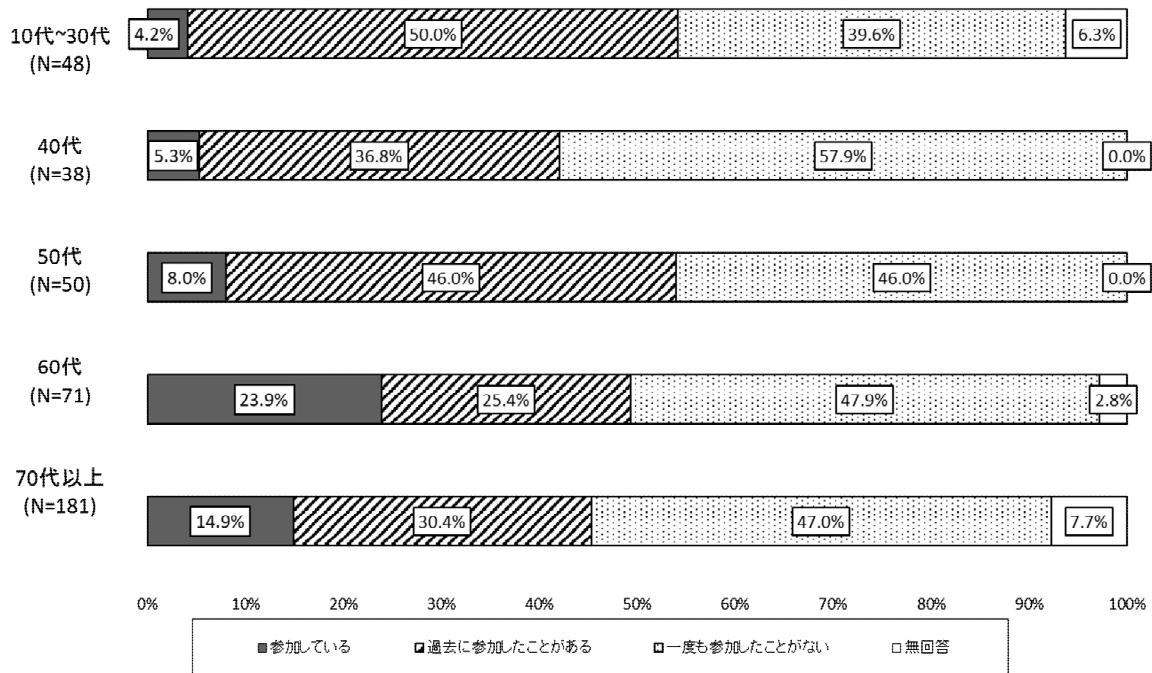
○福祉サービスを安心して利用できる状況をつくるために必要だと思うことは、「福祉サービスの種類や内容、利用料などの情報」が78.8%と7割を超えて最も多く、次いで「相談できる場所や相談員の情報」が54.3%などとなっています。(複数回答)

困ったときや福祉サービスが必要になったりしたときは、「町役場の相談窓口」に相談する人が約6割となっています。一方で社会福祉協議会へ相談する人は約3割となっています。また、福祉サービスを安心して利用するには「福祉サービスの種類や内容、利用料などの情報」が必要とされています。

ボランティア活動などに関することについて

【ボランティア活動の経験・意向】

■あなたは、ボランティア・NPO活動に参加したことがありますか。(1つだけに○)



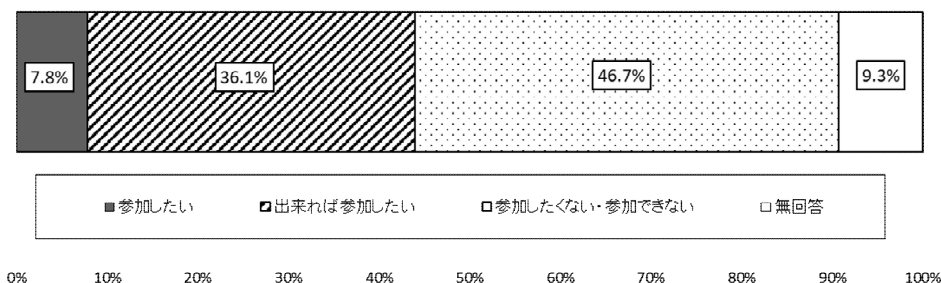
○ボランティア活動の参加経験は、「参加している」「過去に参加したことがある」の合計が10代~30代が54.2%と全体で最も多く、次いで50代が54.0%、60代が49.3%となっています。

○参加しているボランティア活動は、「環境保護・清掃美化に関する活動」が約6割で最も多くなっています。(複数回答)

○現在、ボランティア活動に参加していない理由、ボランティア活動に一度も参加したことがない理由は、それぞれ、「機会がないから」が31.7%、「時間がないから」が23.3%となっています。

■あなたは、今後もしくはこれからもボランティア・NPO活動に参加したいと思いますか。(1つだけに○)

N=396

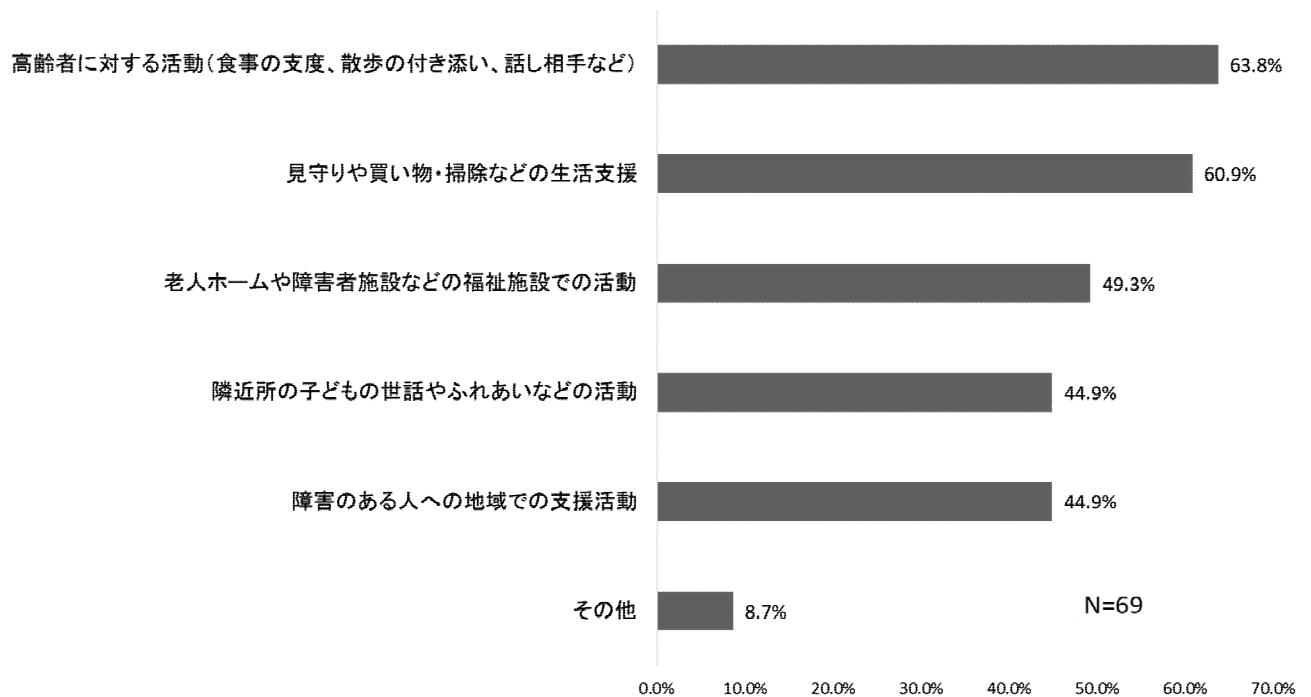


○今後のボランティア活動への参加意向は、「参加したくない・参加できない」が46.7%と約半数で最も多く、次いで「できれば参加したい」が全体で36.1%、「参加したい」が全体で7.8%となっています。

○ボランティア活動に参加できる頻度は、「月に1~2日程度」が52.3%と半数を超えて最も多くなっています。

○参加したいボランティア活動は、「自然・環境保護に関する活動」が44.3%と4割を超えて最も多く、次いで「社会福祉に関する活動」が39.7%、「災害救助活動」が22.4%などとなっています。(複数回答)

■社会福祉に関する活動の中で、どのような活動に参加したいですか。
(あてはまるものすべてに○)



○参加したい社会福祉活動は、「高齢者に対する活動（食事の支度、散歩の付き添いなど）」が63.8%と6割を超えて最も多く、次いで「見守りや買い物・掃除などの生活支援」が60.9%、「老人ホームや障害者施設などの福祉施設での活動」が49.3%、「隣近所の子どもの世話やふれあいなどの活動」、「障害のある人への地域での支援活動」がともに44.9%などとなっています。(複数回答)

○今後、富士川町でボランティア活動が活発になるために必要なことは、「みんなが気軽に参加できるような活動内容の充実」が52.3%と5割を超えて最も多く、次いで「ボランティア活動に関する情報提供や活動の場を紹介する」が37.1%などとなっています。「有償ボランティア制度の確立」は1.8%にとどまっています。(複数回答)

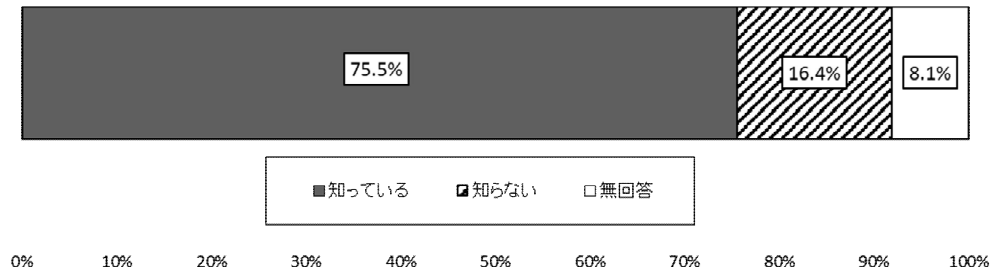
ボランティア活動の参加経験は、現在参加している人は13.2%となっていますが、今後の参加意向は、参加したいと考える人が約5割となっています。また、今後参加したい社会活動は、「高齢者に対する活動（食事の支度、散歩の付き添いなど）」が63.8%と6割を超えて最も多くなっています。「見守りや買い物・掃除などの生活支援」は60.9%となっています。

社会福祉協議会や民生委員・児童委員について

【社会福祉協議会】

■あなたは、富士川町社会福祉協議会を知っていますか。(1つだけに○)

N=396



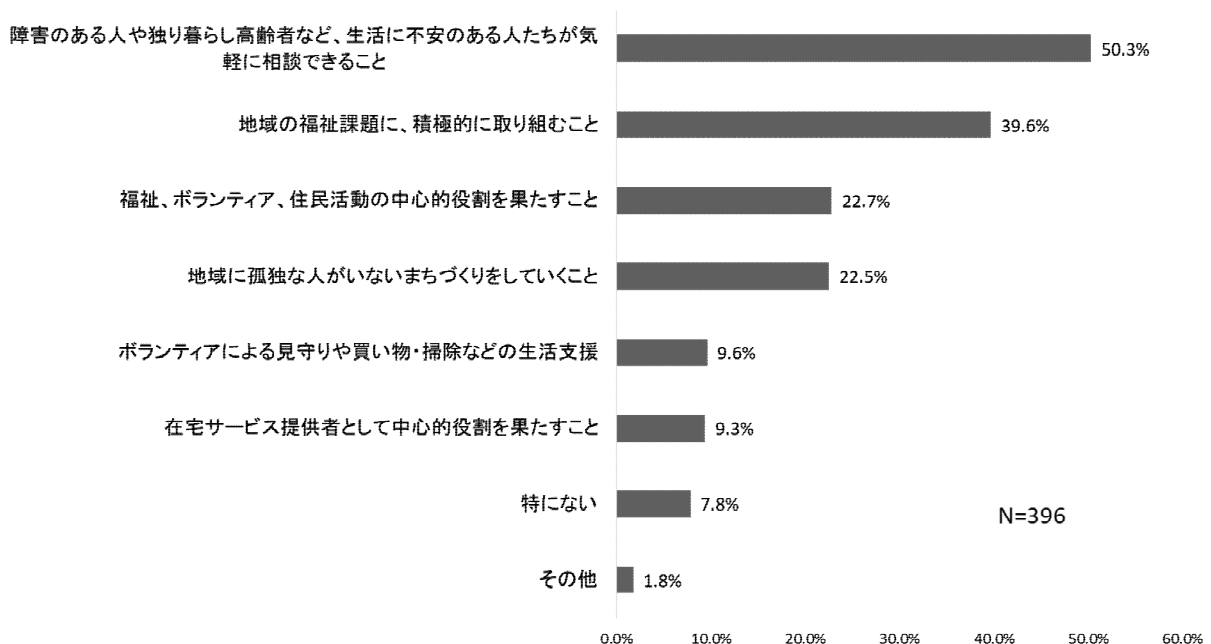
○富士川町社会福祉協議会の認知状況は、「知っている」が75.5%、「知らない」が16.4%と、「知っている」の方が多くなっています。

○富士川町社会福祉協議会がどのような組織だと思うかについては、「町役場の機関の1つ」が45.2%と4割を超えて最も多く、次いで「福祉を推進する民間の社会福祉法人」が21.0%、「聞いたことはあるがよくわからない」が15.7%などとなっています。

○知っている富士川町社会福祉協議会の事業は、「調査・広報事業（福祉だより等）」が50.3%と約半数で最も多く、次いで「介護サービス事業（通所介護等）」が43.9%、「福祉サービス利用支援事業（心配ごと相談・老人住居提供等）」が35.1%、「地域福祉啓発事業（町社会福祉大会等）」が31.3%、「障害者福祉事業（障害者生活支援等）」が30.1%などとなっています。（複数回答）

社会福祉協議会を知っている人は約8割となっていますが、「町役場の機関の1つ」と思っている人が4割を超えて最も多くなっています。「介護サービス事業」や「調査・広報事業」は活動として認知されています。また、「障害のある方やひとり暮らし老人など、生活に不安のある人たちが気軽に相談できること」が最も期待されています。「ボランティアによる見守りや買い物・掃除などの生活支援」は約1割となっています。

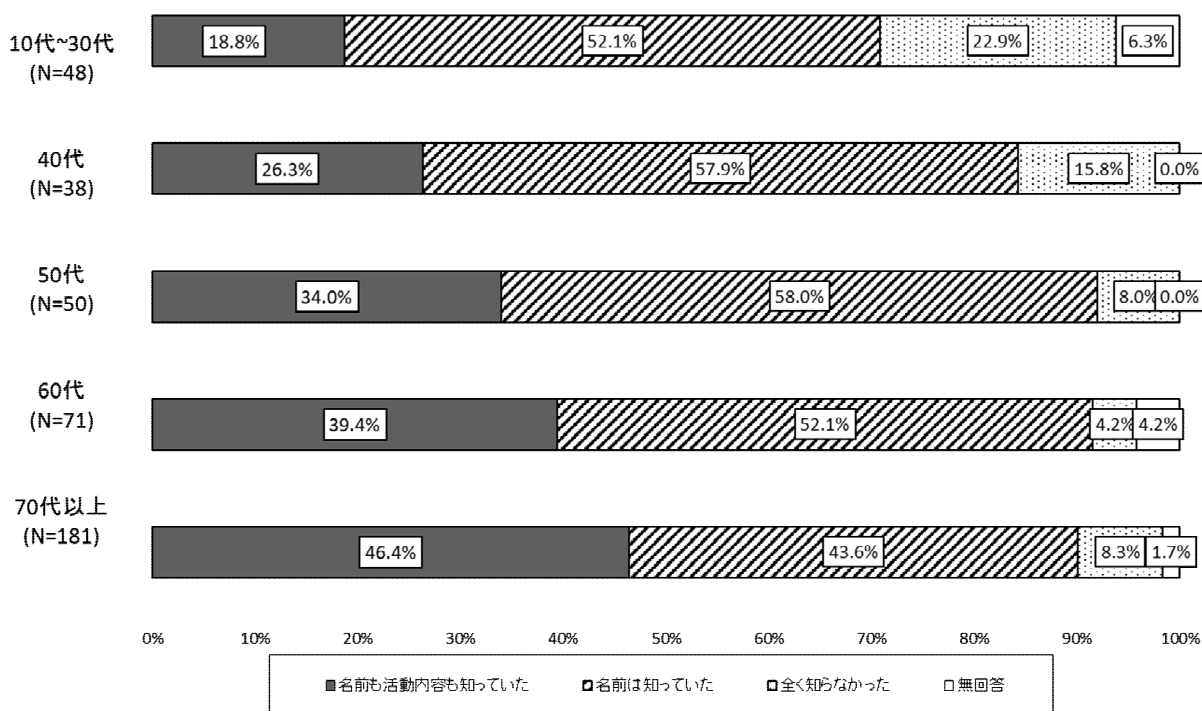
■あなたが社会福祉協議会に期待することは、次のうちどれですか。(2つまでに○)



○社会福祉協議会に期待することは、「障害のある方やひとり暮らし老人など、生活に不安のある人たちが気軽に相談できること」が50.3%と約半数で最も多く、次いで「地域の福祉課題に、積極的に取り組むこと」が39.6%、「福祉、ボランティア、住民活動の中心的役割を果たすこと」が22.7%、「地域に孤独な人がいないまちづくりをしていくこと」が22.5%などとなっています。「ボランティアによる見守りや買い物・掃除などの生活支援」は約1割となっています。(複数回答)

【民生委員・児童委員】

■あなたは、民生委員・児童委員をご存知ですか。(1つだけに○)



○民生委員・児童委員について、名前や活動内容を知っている人は10代~30代は18.8%、40代は26.3%、50代は34.0%、60代は39.4%、70代以上は46.4%となっています。

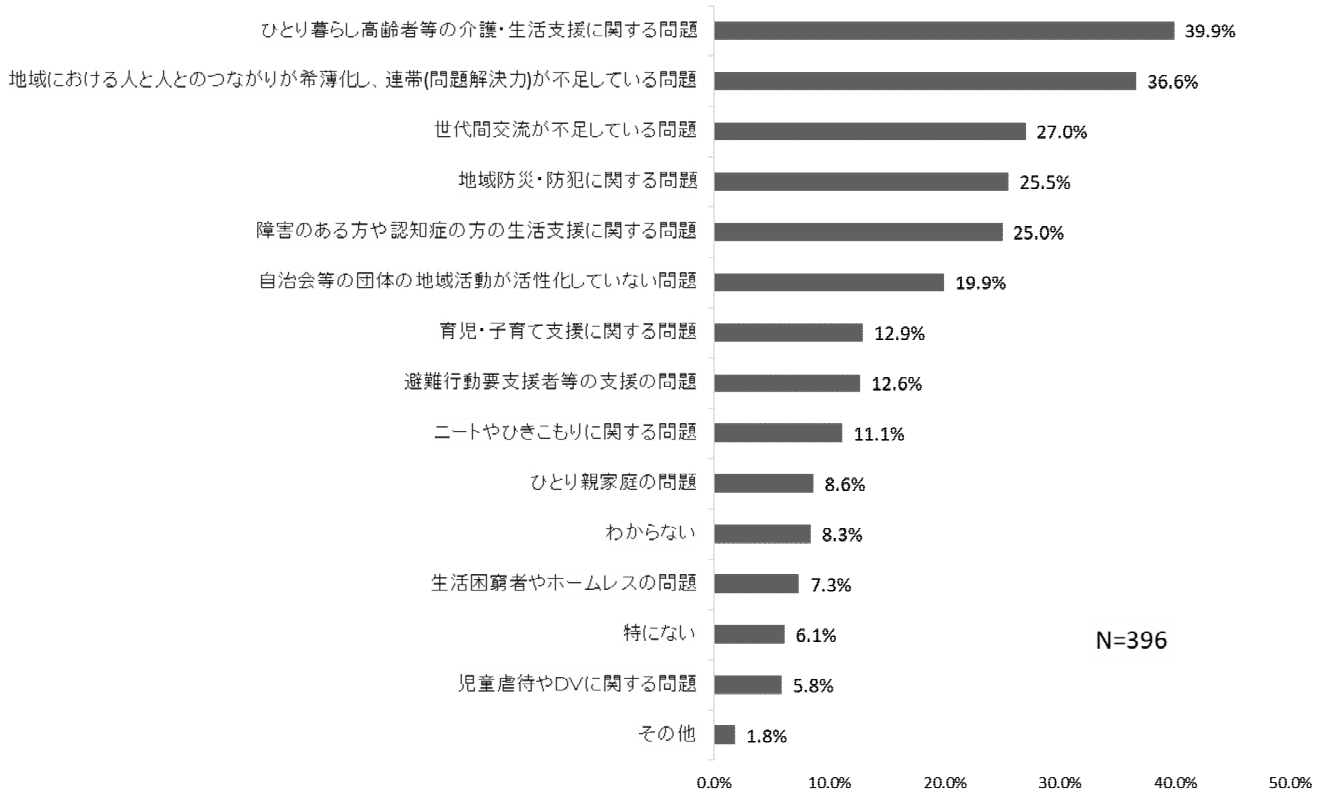
○活動で知っているのは、「生活相談・生活支援活動」と「ひとり暮らし高齢者の見守り活動」が9割を超えて多くなっています。(複数回答)

民生委員・児童委員の「名前も活動内容も知っていた」人は約4割となっており、多く知られているのは、「生活相談・生活支援活動」と「ひとり暮らし高齢者の見守り活動」となっています。

地域の課題解決や福祉施策に関することについて

【地域での課題】

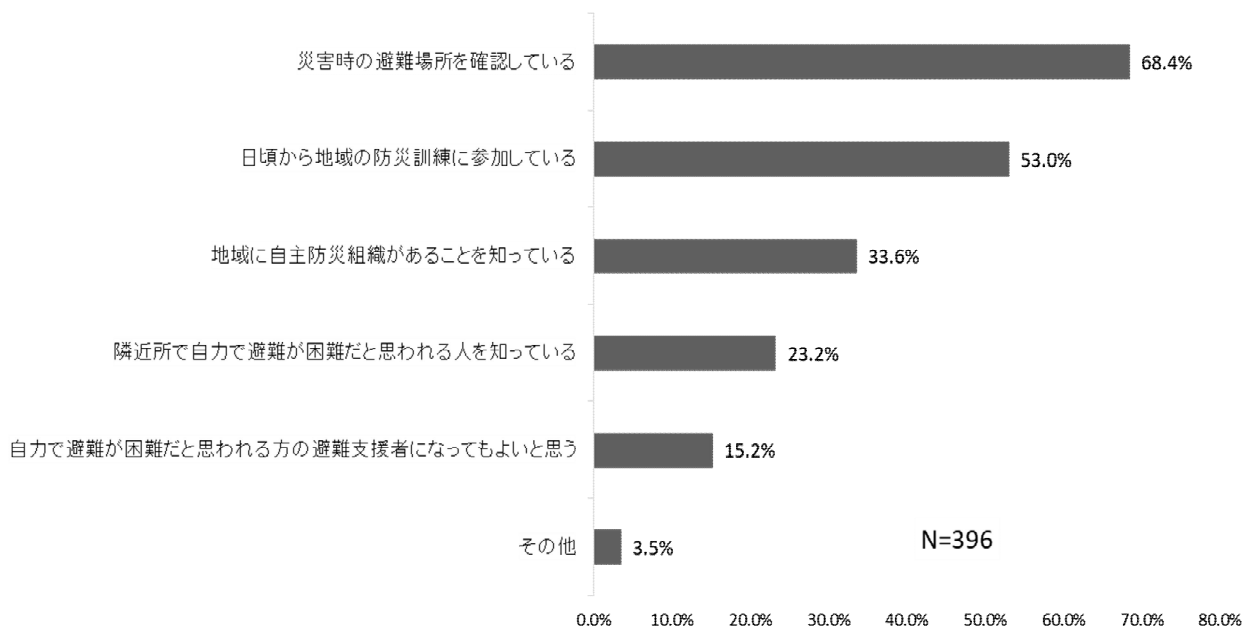
■現在、あなたがお住まいの地域やその周辺では、安心して生活していく上で、どのような問題や課題があると思いますか。（あてはまるものすべてに○）



○住んでいる地域やその周辺で安心して生活していく上での問題や課題は、「ひとり暮らし高齢者等の介護・生活支援に関する問題」が39.9%と約4割と最も多く、次いで「地域における人と人とのつながりが希薄化し、連帯(問題解決力)が不足している問題」が36.6%、「世代間交流が不足している問題」が27.0%、「地域防災・防犯に関する問題」が25.5%、「障害のある方や認知症の方がいる世帯への生活支援に関する問題」が25.0%などとなっています。

住んでいる地域やその周辺で安心して生活していく上での問題や課題としては、「ひとり暮らし高齢者等の介護・生活支援に関する問題」が約4割と最も多くなっています。続いて「地域における人と人とのつながりが希薄化し、連帯(問題解決力)が不足している問題」「世代間交流が不足している問題」が多く、生活支援に関する課題となっています。

■災害など緊急時の対応について日頃どのような取り組みを行っていますか。
(あてはまるものすべてに○)

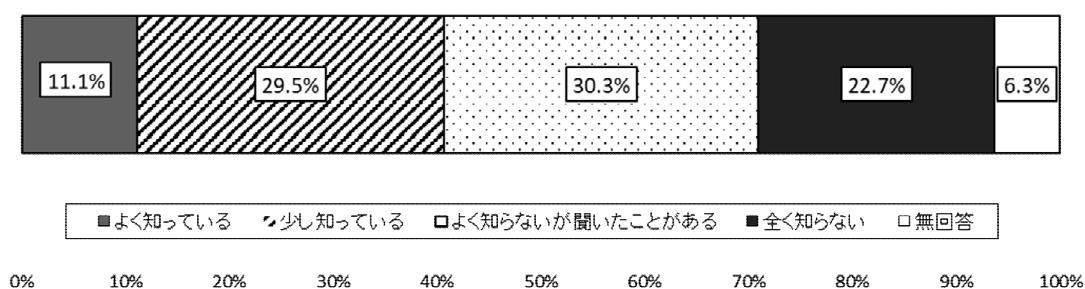


○災害などの緊急時の対応について日頃どのような取り組みを行っているかは、「災害時の避難場所を確認している」が68.4%と約7割で最も多くなっています。「となり次いで「日頃から地域の防災訓練に参加している」53.0%、「地域に自主防災組織があることを知っている」が33.6%などとなっています。

○避難行動要支援者名簿への登録制度を知っている人のなかで、内容や名前を知っている人は49.2%となっています。

■成年後見制度についてご存知ですか。(1つだけに○)

N=396



○成年後見制度を知っている人の割合は、「よく知っている・少し知っている」人が40.6%、全く知らない人が22.7%となっています。

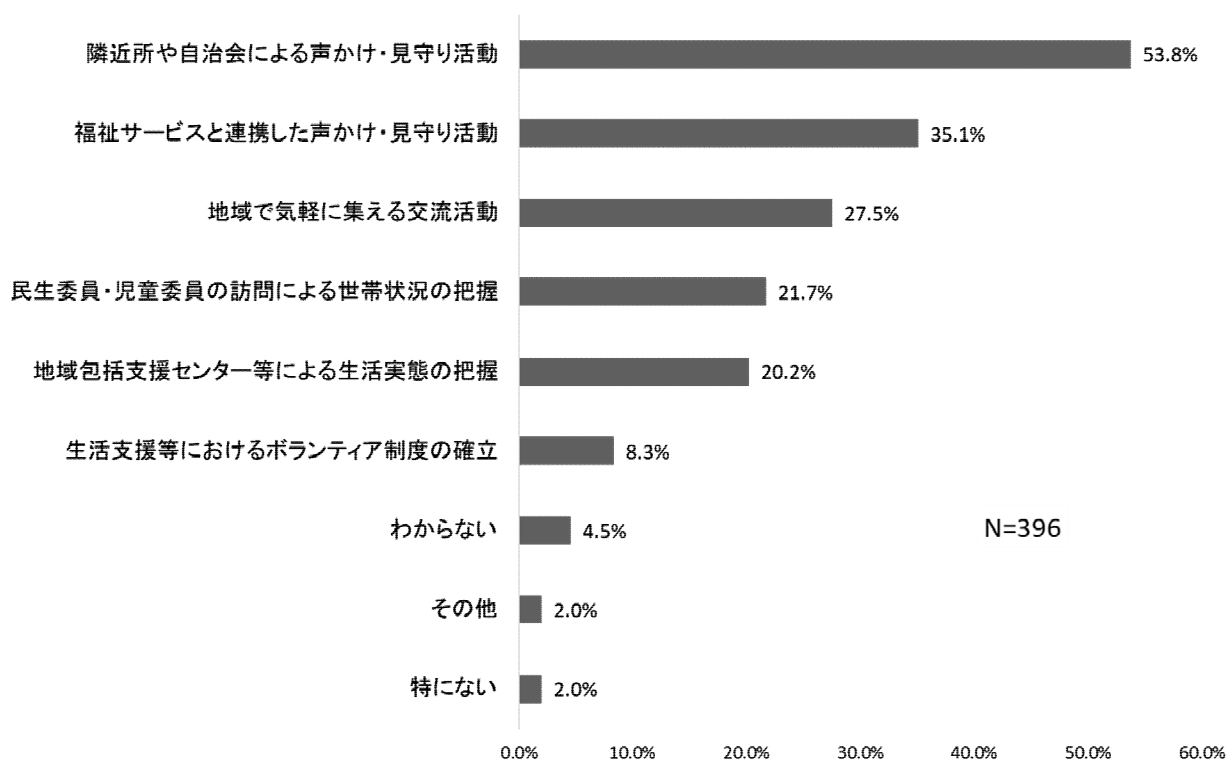
○「よく知っている」「少し知っている」人の中で成年後見制度を利用したい人の割合は、「はい」が31.1%、「いいえ」が68.9%となっています。

○成年後見制度を利用したくない理由として、「家族や親せきに頼ることが出来るから」が80.8%と約8割で最も多く、次いで「制度の申請方法が難しそうだから」が10.0%などとなっています。

○あなた自身が認知症などで判断が十分にできなくなったとき、支援をしてくれる人がいるかの割合は、「いる」が75.5%、「いない」が18.2%、無回答6.3%でした。

【孤立を防ぐために有効な取り組み】

■地域や社会からの孤立を防ぐために、どのような取り組みが有効だと考えられますか。
(2つまでに○)



○地域や社会からの孤立を防ぐために有効だと考えられる取り組みは、「隣近所や自治会による声かけ・見守り活動」が5割を超えて最も多く、次いで「福祉サービスと連携した声かけ・見守り活動」が35.1%、「地域で気軽に集える交流活動」が27.5%、「民生委員・児童委員の訪問による世帯状況の把握」が21.7%などとなっています。(複数回答)

■子供たちに対する福祉教育（思いやりの心や福祉への理解と参加の心を育てる教育）について、あなたが最も大切だと思うものは何ですか。

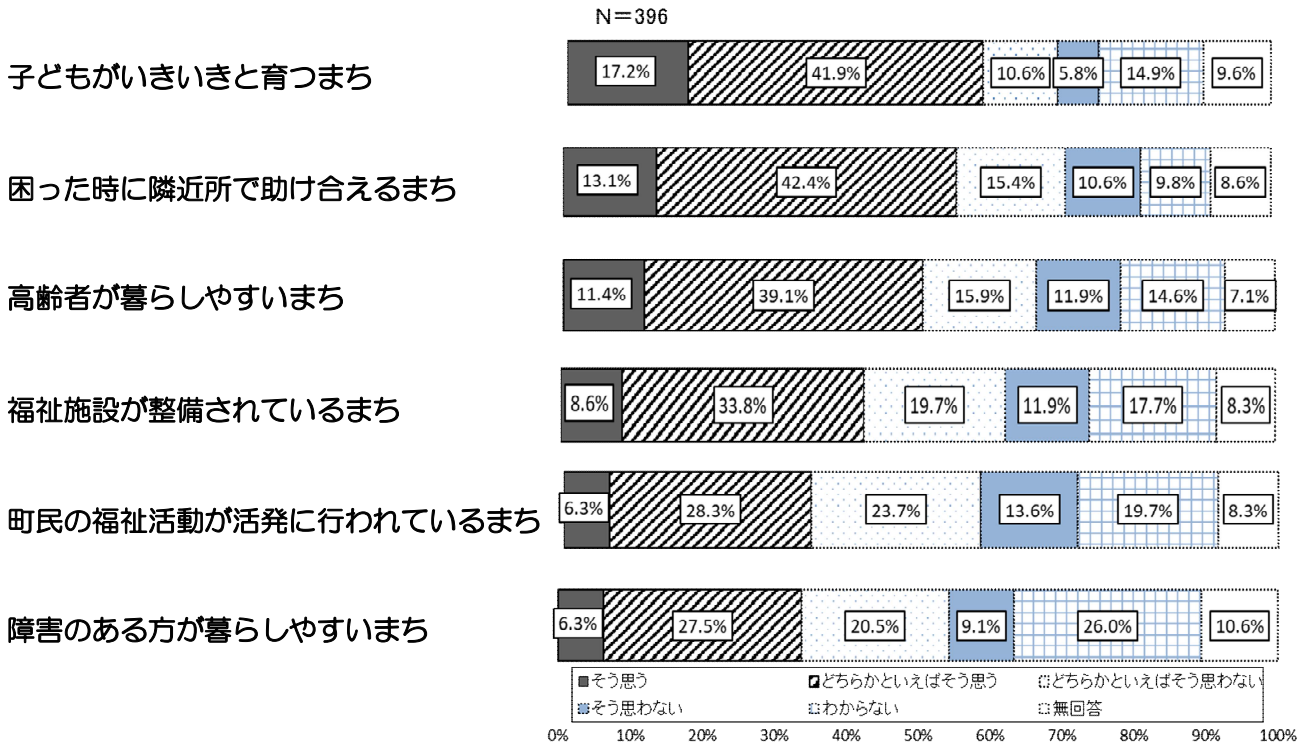
○最も大切だと思う子どもたちに対する福祉教育は、「学校教育の中で学ぶ」が28.3%と最も多く、次いで「家庭の中で学ぶ」が26.3%、「地域の活動などを通じて学ぶ」が24.7%などとなっています。

○希望する町の福祉や保健に関する情報の入手手段は、「町の広報誌」が79.5%と約8割で最も多く、次いで「自治会の回覧板」が41.2%、「町のホームページ・ライン」が30.8%、「新聞、テレビなど」が7.1%などとなっています。

地域や社会からの孤立を防ぐために有効だと考えられる取り組みは、「隣近所や自治会による声かけ・見守り活動」が最も多くなっています。

【富士川町のイメージ】

■富士川町はどのような街だと思えますか。(それぞれ1つに○)



○富士川町のイメージとして強いのは、“子どもがいきいきと育つまち”、“困った時に隣近所で助け合えるまち”、“高齢者が暮らしやすいまち”で「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた「そう思う」がいずれも5割を超えています。弱いのは“障害のある方が暮らしやすいまち”、“町民の福祉活動が活発に行われているまち”で「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた「そう思う」は全体で約3割となっています。

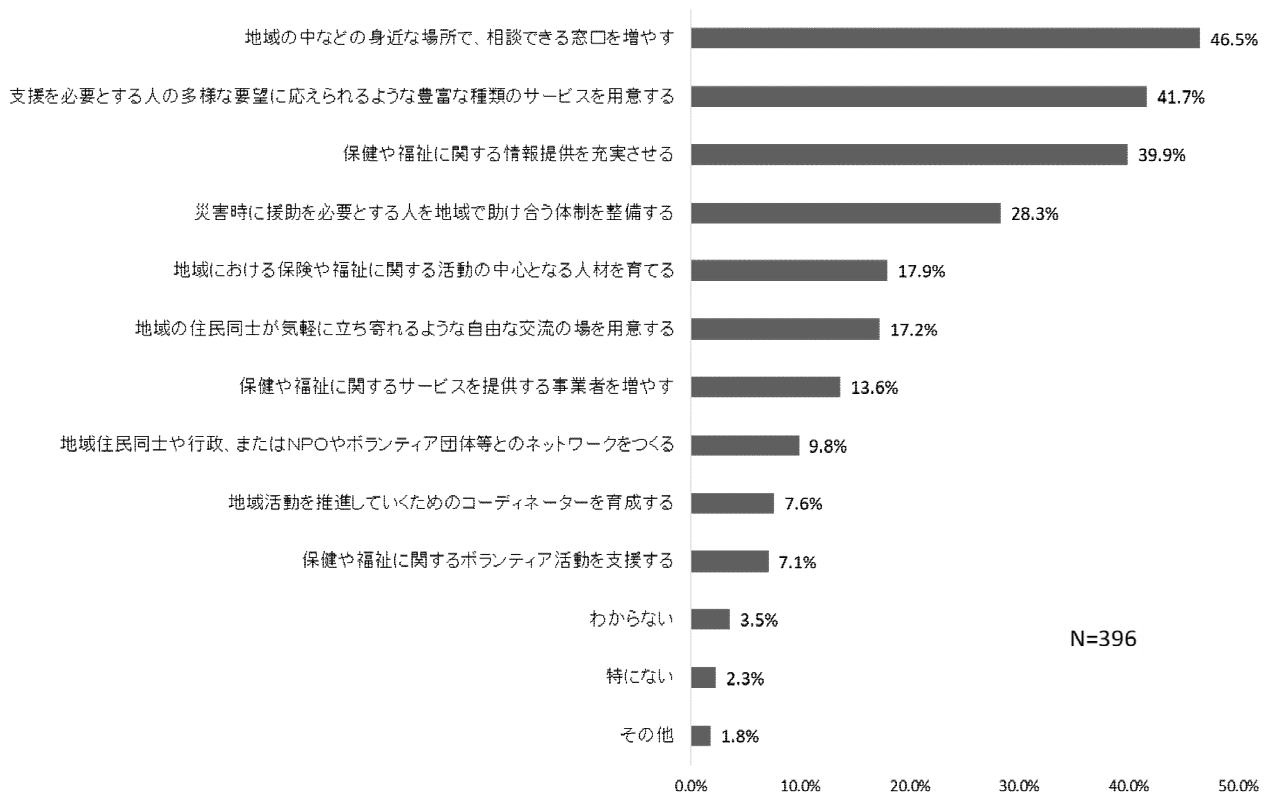
■あなたは、富士川町をどのような『福祉のまち』にしたいと思えますか。(1つだけに○)

○富士川町をどのような福祉のまちにしたいかは、「行政のリードのもと、充実した福祉サービスを受けることのできるまち」、「家庭や地域でお互いが支えあい、助け合いのできるまち」、「行政と住民が協力し合い、ともに福祉の課題に取り組むことのできるまち」が約3割となっています。

富士川町のイメージは、“子どもがいきいきと育つ”、“高齢者が暮らしやすい”、“困った時に隣近所で助け合える”というイメージを持つ人が5割を超えて多くなっています。
 反対に“障がいのある方が暮らしやすい”、“町民の福祉活動が活発に行われている”というイメージは約3割にとどまります。

【今後実施すべき施策】

■今後、日常生活上困ったことがあっても、誰もが住みなれた地域で安心して生活していくために、富士川町（行政機関）はどのような施策を行っていくべきだと思いますか。（3つまでに○）



○今後、富士川町（行政機関）が行っていくべき施策は、「地域の中などの身近な場所で、相談できる窓口を増やす」が46.5%と最も多く、次いで「支援を必要とする人の多様な希望に応えられるような豊富な種類のサービスを用意する」が41.7%、「保健や福祉に関する情報提供を充実させる」が39.7%などとなっています。

今後、富士川町（行政機関）が行っていくべき施策は、「地域の中などの身近な場所で、相談できる窓口を増やす」が46.2%と最も多くなっています。

◆第3章 計画の基本的な考え方◆

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

町では、平成30年度に策定した「富士川町総合計画」において、まちづくりの基本目標の一つとして「力を合わせともに支え合うまちづくり」を掲げ、地域や住民と行政との協働により、地域の課題は地域で解決する、地域力を活かしたまちづくりを目指しています。

第2次富士川町地域福祉計画では、この「富士川町総合計画」を踏まえ、住民ひとり一人が地域で役割を果たして、地域全体の支え合いによるまちづくりをめざす「つながりを大切にする 思いやりのまち ふじかわ」を基本理念としました。

近年は社会構造の変化などにより、福祉サービスだけでは解決できない困りごとや悩みごとを抱える、いわゆる「制度の狭間」にいる人に対する支援のあり方が課題となっています。

これらの、課題には富士川町に住むすべての住民の参加と支え合いが必要不可欠であり、自助、近所、共助、公助の意識に基づいた地域住民全てで支える福祉のまちづくりが求められています。

そこで、第3次富士川町地域福祉計画においては、更なる地域福祉の推進をめざすため、人と人とのふれあいを大切にし、地域の支え合い、助け合いを推進する地域住民のつながりを強化し、思いやりのあるまちづくりを目指し

基本理念を「ともに支え合い 助け合う つながりを大切にする 思いやりのまち ふじかわ」と定めます。

ともに支え合い 助け合う

つながりを大切にする 思いやりのまち ふじかわ

2. 基本目標

「ともに支え合い 助け合う つながりを大切にする 思いやりのまち ふじかわ」という基本理念のもと、以下の3つの基本目標を設定し、地域福祉を推進していきます。

基本目標1 住民がともに支え合うまち【人づくり・地域づくり】

近年、少子高齢化などにより、地域における人と人とのつながりが希薄化し、連帯（問題解決力）が不足していることが、地域で安心して暮らしていくうえでの課題となっています。

地域福祉の推進のためには、住民同士がともに支え合うこと、またそのための機会、場が用意されていることが重要です。住民アンケートからも、福祉への関心は高くなっている一方で、ボランティア活動などへの参加ができていない人は限られていることや、子ども達への福祉教育は地域の活動を通じて学ぶことが大切だと思われることなどが伺えます。

そのため、福祉やボランティア活動に関する情報や活動のPR、様々な機会を通じた福祉教育の推進により、地域の福祉活動が積極的に行われるためのコミュニティの構築と人材の確保、育成を図る必要があります。町民一人ひとりがやさしく思いやりの心を持ち、助け合い、支え合う地域づくりに取り組んでいく必要があります。

基本目標2 福祉サービスの充実したまち【仕組みづくり】

富士川町では、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者基本計画・障害福祉計画、子ども子育て支援事業計画、食育推進計画・健康増進計画などの個別の福祉・保健計画に基づいて、様々な福祉事業やサービスを社会福祉協議会や福祉サービス提供事業者と連携して提供しています。

住民アンケートのからも、多様な希望に答えられるような豊富なサービスの提供、また安心してサービスを利用するためのサービスの種類や内容の情報提供が必要とされています。

地域で暮らす住民のだれもが、必要なときに、必要なサービスを自らの選択で利用でき、自立した生活が送れるように、福祉・保健サービスをはじめ、相談支援体制や情報提供体制を充実させ一人ひとりの悩みや不安に対して、きめ細かな相談ができる仕組みづくりに取り組んでいく必要があります。

基本目標3 すべての住民が安心して暮らせるまち【環境づくり】

住民アンケートでは、地域社会の役割として期待することとして、「緊急事態が起きたときの対応」と「防災・防犯などの日頃の協力」が圧倒的に高い結果となっています。災害などの緊急時の対応は、一刻を争うものであり、行政のサービスだけでは解決できるものではなく、地域の関係団体や地域住民の協働が必要不可欠です。

そのためには、日頃からの関係団体や地域住民同士の連帯、関係性の構築が必要です。緊急時や災害時に、見守りが必要な人が孤立しないため、日頃からの見守り体制の充実や、避難行動要支援者名簿の活用等を促進し、地域で安心して暮らせる環境づくりに取り組んでいく必要があります。

また、暮らしやすい生活環境の整備に向けて、バリアフリー化やユニバーサルデザインのまちづくり等の環境づくりに取り組んでいく必要があります。

3. 計画の体系

基本理念 ともに支え合い 助け合う つながりを大切にする

思いやりのまち ふじかわ

目標1 住民がともに支え合うまち【人づくり・地域づくり】

- 重点目標（1）地域福祉や制度に関する普及・啓発の推進
- 重点目標（2）福祉教育の推進
- 重点目標（3）地域活動参加の推進
- 重点目標（4）地域福祉の担い手の発掘と養成の推進

目標2 福祉サービスの充実したまち【仕組みづくり】

- 重点目標（1）高齢者福祉サービスの充実
- 重点目標（2）障害福祉サービスの充実
- 重点目標（3）児童福祉・子育て支援の充実
- 重点目標（4）包括的な相談支援体制の整備
- 重点目標（5）権利擁護の推進

目標3 すべての住民が安全・安心して暮らせるまち【環境づくり】

- 重点目標（1）地域福祉推進体制の強化
- 重点目標（2）社会福祉協議会との連携強化
- 重点目標（3）避難行動要支援者への支援の充実
- 重点目標（4）地域活動拠点の充実
- 重点目標（5）ユニバーサルデザインの推進

◆第4章 施策の展開◆

第4章 施策の展開

基本目標1 住民がともに支え合うまち【人づくり・地域づくり】

(1) 地域福祉や制度に関する普及・啓発の推進

町では、広報「ふじかわ」や各種たよりを発行するとともに、ホームページやSNS等の媒体を活用して地域福祉に関する情報の提供を図ったり、各種イベントを開催したりすることにより、地域のなかで住民が福祉に関心を持ち、より福祉が身近なものになるように取り組んでいます。

アンケートの結果からは、福祉に関する関心が高いことが伺える一方で、ボランティア活動に関する情報や保健や福祉に関する情報提供の充実が求められており、今後も福祉に関する情報の充実を図り、それを地域に積極的に発信することによって、福祉への理解と関与を促進していくことが重要です。

〇〇 住民や地域のみなさんに期待すること 〇〇

住民	<ul style="list-style-type: none">◆ 広報「ふじかわ」や回覧板などをよく読み、関心を持って得るようにしましょう。◆ インターネットなどの情報通信機器を活用しましょう。◆ 地域社会は人と人の結びつきであることを理解し、お互いに思いやりを持って理解し合うようにしましょう。◆ 一人ひとりが、福祉の問題を自分のこととして考えましょう。
地域	<ul style="list-style-type: none">◆ 地域の生活課題解決など、自主的な取り組みを推進しましょう。◆ 地域に密着した福祉活動を展開しましょう。◆ 地域であいさつ、声かけ運動を展開しましょう。

〇〇 町の取り組み 〇〇

- ◆ 広報誌やホームページやSNS等を活用した、地域福祉に関する情報の提供を行い、意識啓発を図ります。
- ◆ 役場の庁舎をはじめ、それぞれの地域で町民が多く利用する施設などに行政情報を提供できるスペースを確保し、町民への情報提供を迅速におこないます。
- ◆ 社会福祉協議会と連携し、障害のある方も情報をスムーズに入手できるよう、点字や音声等による情報提供の充実を図ります。
- ◆ 社会福祉協議会と連携し、人権意識や福祉意識の向上を目指し、啓発行事を開催します。

〇〇 社会福祉協議会の取り組み 〇〇

- ◆ 社会福祉協議会活動の取り組みの紹介や、ボランティア活動への普及・啓発などを行います。

(2) 福祉教育の推進

地域福祉の推進にあたっては、地域に暮らす一人ひとりが「思いやり」の心を持ち、地域社会のあらゆる場面に参加していくことが重要となります。「思いやり」であふれた福祉のまちづくりを進める上では、家庭や地域、学校などのさまざまな場において、福祉教育を推進し、地域福祉に関心を持つきっかけとなる場をつくる必要があります。

町では、学校や福祉関係者との連携のもと、次世代を担う青少年が福祉に触れる機会を増やし、他人を思いやり支え合おうとする意識を啓発すると共に、地域福祉活動への参加に結びつくよう努め、福祉を体験できるさまざまな人と交流できる場づくりを促進していきます。

〇〇 住民や地域のみなさんに期待すること 〇〇

住民	<ul style="list-style-type: none">◆家庭ではふれあいを大切に、家族で会話する時間をつくりましょう。◆子どものころから、福祉の心を育むように家庭でも福祉について考え、話し合う機会を持ちましょう。◆それぞれが地域に貢献する役割を認識し、地域や行政で開催する福祉学習の機会に積極的に参加しましょう。◆年代を問わず積極的に福祉学習の機会に参加することで、世代間の交流を促進しましょう。
地域	<ul style="list-style-type: none">◆日頃から、地域で高齢者や障害のある人たちとの関わりを持ち、高齢者や障害のある人への理解を深めましょう。◆学校の取り組みに協力して、子どもたちの福祉学習を進めましょう。◆福祉施設の地域への開放や交流を進め、ボランティアや体験学習を促進しましょう。◆地域において、福祉教育に関する勉強会や研修会など、福祉学習の機会をつくりましょう

〇〇 町の取り組み 〇〇

<ul style="list-style-type: none">◆学校における福祉教育を推進し、子どものころから継続的な福祉に対する意識の向上を図ります。◆家庭における福祉教育を支援します。◆総合的な学習の時間などを活用して、地域の特性を活かした福祉学習や体験交流などの学校教育を推進します。◆社会教育事業の中の自然体験や世代間交流を通し、思いやりの心を学ぶ機会を充実させます。
--

〇〇 社会福祉協議会の取り組み 〇〇

<ul style="list-style-type: none">◆ボランティアへの理解と関心を育むため、福祉施設などを活用したボランティア体験活動の充実を図ります。◆思いやりや助け合いの心を育むための場として、福祉講話や車椅子・アイマスク・手話体験などの福祉体験事業を推進します。

(3) 地域活動参加の推進

少子高齢化や核家族化の進行により、一人暮らし高齢者や日中は家で一人になる高齢者、またひとり親家庭が増えていく中、世代を超えた地域住民同士のつながりの重要性がますます高くなっています。

地域で支え合い、協力し合うことのできる関係づくりのためには、町民一人ひとりが近隣住民とのつながりや信頼関係を育む必要があります。

令和2年度に発生した新型コロナウイルス感染症においては、活動自粛によって地域活動自体の縮小がみられました。新型コロナウイルス感染症をはじめ、感染症の感染拡大防止や「新しい生活様式」の日常への取入れを促しつつ、様々な機会を通じて、地域交流・異世代交流など地域活動への参加を促進していく必要があります。

〇〇住民や地域のみなさんに期待すること〇〇

住民	<ul style="list-style-type: none">◆地域社会を構成する住民の一人であるという意識で、地域活動に周囲の人も誘って積極的に参加しましょう。◆地域の一員として、役割を担っていることを実感できるよう、地域で取り組む活動や行事に参加しましょう。特に若い人は積極的な参加を心がけましょう。◆既存組織の活動だけにとどまらず、趣味や生涯学習の成果を発表できる場の一つとして、福祉活動にも積極的に参加しましょう。◆自ら友達や仲間をつくること、増やすことを心がけましょう。
地域	<ul style="list-style-type: none">◆地域での行事や集会の機会を活用し、世代間の交流や住民同士のつながりを深めましょう。◆地域における会議や行事などに住民が積極的に参加できるよう、開催内容などの見直しと負担の軽減に努めましょう。◆役員や代表者などをはじめ、地域組織を運営する人員の固定化を防ぎ、各層の意見を取り入れるなど、開かれた地域組織を目指しましょう。◆若い人たちにも積極的に地域の行事に参加するよう呼びかけましょう。

〇〇 町の取り組み 〇〇

<ul style="list-style-type: none">◆社会福祉協議会と連携して、高齢者や障害のある人、子育て家庭、在住外国人の交流の場など、多様な交流の機会の場を設けて相互理解を深め、地域課題の把握に努めます。◆伝統文化の伝承や福祉の学習会、地域の行事等、地域住民による活動を支援します。◆どの地域でどのような活動が行われているかの情報等を、わかりやすく提供します。◆勤労者の地域参加を促進します。◆認知症の方やその家族が気軽に相談、交流できる場として、認知症カフェの継続・拡大に努めます。◆三世代交流会を継続して開催し、世代を超えた交流を図り、地域づくりを目指します。
--

〇〇 社会福祉協議会の取り組み 〇〇

<ul style="list-style-type: none">◆高齢者が地域社会の中で健康で生きがいのある生活を送るため、ふれあいいいききサロンなど、身近な集いの場づくりを推進します。

(4) 地域福祉の担い手の発掘と養成の推進

本町の地域における支え合いは、自治会、民生委員・児童委員、福祉推進委員、ボランティア団体等、多様な主体によって行われていますが、地域で起こる困りごとや福祉課題は多様化しているほか、担い手の不足や固定化、高齢化が懸念されます。

また、アンケートの結果から、ボランティア活動等への参加経験が少ない人が多く、また、ボランティア活動が活発になるためには、気軽に参加できるような活動内容の充実が求められています。

地域福祉の担い手となるボランティア活動を推進するため、活動に関する養成研修、情報提供、普及啓発などの活動の充実が求められています。一人ひとりが自分にできる支援を行う意識を持ち、地域での活動に参加するとともに、地域福祉活動の中核を担うことができる人材の育成に努める必要があります。

〇〇住民や地域のみなさんに期待すること〇〇

住民	<ul style="list-style-type: none">◆地域で行われているボランティア活動に目を向け、自分でできるボランティア活動を見つけ、積極的に参加しましょう。◆困っている人への声かけや必要とする手助けなど、日常における小さなボランティア活動を心がけましょう。◆長年ボランティア活動に携わっている人は、今まで培った知識経験を後進に伝え、その活動が地域の中で長くかつ活発的に行われるよう支援しましょう。
地域	<ul style="list-style-type: none">◆地域のボランティア活動の活性化を図るため、回覧板や自治会活動の拠点となる場所など、あらゆるところに活動内容を提示するなど、周知に努めましょう。◆ボランティア活動講座、体験事業などへの参加を呼びかけ、ボランティア活動のきっかけづくりとなるよう働きかけましょう。◆日中働いている人や若い人が積極的に参加できるよう、開催内容や時間などの見直しと負担の軽減に努めましょう。◆地域活動を継続するため、担い手の育成に努めましょう。

〇〇 町の取り組み 〇〇

<ul style="list-style-type: none">◆地域での支え合い、助け合う力(地域力)を高めるため、地域福祉を推進する担い手の確保・育成に努めます。◆認知症になっても安心して生活できる町づくりをめざして、認知症サポーターの養成に努めます。◆自殺対策を支える人材として、ゲートキーパー養成講座を開催し育成に努めます。◆ボランティア団体のPRや情報提供、普及啓発を行い、ボランティア活動に参加しやすい環境づくりを進めます。◆ボランティア活動に必要な活動資材・機材の整備を行うとともに、活動拠点の整備を行うなど、総合的なボランティア支援体制の構築をめざします。
--

〇〇 社会福祉協議会の取り組み 〇〇

<ul style="list-style-type: none">◆ボランティア講座の企画・実施やリーダー研修などにより、ボランティアグループの育成・強化を支援します。◆子どものためのボランティアスクールなどを開催し、福祉教育とボランティア活動促進を図るとともに、子どもから高齢者までの幅広い交流の場とします。◆より効果的な活動となるよう、ボランティア組織のネットワーク化を進めます。

基本目標2 福祉サービスの充実したまち【仕組みづくり】

(1) 高齢者福祉サービスの充実

町では、高齢者人口、高齢化率、一人暮らし高齢者世帯数は年々増加しており、少子高齢化が進み、支援を必要とする人が増えています。アンケート結果をみても、「高齢者に関する福祉」は最も関心のある分野となっています。町ではこれまで、高齢者福祉サービスの充実に取り組み、「高齢者が暮らしやすい」というイメージを持つ人が比較的多いことがアンケート結果に見られました。

しかし、住民のニーズや必要となる支援が多様化しており、今後は既存のサービス、取り組みでは対応が難しくなることも考えられるため、支援が必要な人が適切な支援を受けることができるように、各種サービスの充実を図るとともに、行政だけで対応できない課題については、民間事業所等との連携（福祉サービスや見守り協定など）や、有償ボランティア制度などの支援体制の確立を図っていくことが必要となります。

〇〇住民や地域のみなさんに期待すること〇〇

住民	<ul style="list-style-type: none">◆町の広報や社協だより、回覧板などを読み、町をはじめ関係機関・団体からの情報に目を通しましょう。◆サービスを必要とする人に対して、知っている情報を提供しましょう。◆生涯を通じていきいきと健康に暮らせるよう、自らの健康への意識を高めるとともに、趣味や生涯学習・スポーツなどの活動に積極的に取り組み、生きがいを持って積極的に社会参加をしましょう。
地域	<ul style="list-style-type: none">◆地域の情報提供手段として回覧板を有効に活用しましょう。◆地域内で各種情報を共有する場をつくりましょう。◆公的なサービスでは支援しきれない部分については、地域で支援していくことができるよう、関係機関や関係団体の連携を深める情報交換や交流を進めましょう。◆住民組織を中心に、高齢者同士や世代間交流を図るとともに、孤立や閉じこもりの防止、支援を必要とする高齢者などの見守り、在宅介護支援の体制づくりの協力・連携を深めましょう。

〇〇 町の取り組み 〇〇

<ul style="list-style-type: none">◆健康長寿ふじかわプラン(高齢者福祉計画・介護保険事業計画)に基づき、サービス提供に必要な基盤整備と人材確保、サービスの質の向上に努めます。◆高齢者などの保健・医療・福祉施策の充実や総合的な推進、施設の計画的な整備、人材確保への支援に努め、計画の進行管理を行います。◆身近な地域での助け合いや見守りの啓発、ボランティア活動の促進など、地域における福祉活動の支援に努めます。◆民間事業者との連携のもとに、既存サービスの充実や、新サービス及び制度の展開を促進します。◆介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるための取り組みを推進します。◆医療・介護・予防・住まい・生活支援を柔軟に組み合わせる「地域包括ケアシステム」の一層の推進を目指します。

〇〇 社会福祉協議会の取り組み 〇〇

- ◆介護予防支援や生きがい・自立支援対策などを行い老人福祉事業の推進を図ります。
- ◆社会福祉協議会が実施する福祉サービスを住民にわかりやすく周知し、福祉的な支援が必要な人を地域で掘り起こし、適切なサービス・支援につなげていきます。

(2) 障害福祉サービスの充実

アンケートの結果によると、富士川町に対して「障害のある人が暮らしやすいまち」というイメージを持っている人は3割程度にとどまっており、障害のある人に対する福祉が十分とは言えない状況です。

今後も福祉サービスの充実を図るとともに、障害のある人が住み慣れた地域で自立して安心して暮らせるよう、地域全体での支援を推進していくことが重要です。

〇〇住民や地域のみなさんに期待すること〇〇

住民	<ul style="list-style-type: none">◆町の広報や「社協だより」、回覧板などを読み、町をはじめ関係機関・団体からの情報に目を通しましょう。◆サービスを必要とする人に対して、知っている情報を提供しましょう。
地域	<ul style="list-style-type: none">◆地域の情報提供手段として回覧板を有効に活用しましょう。◆地域内で各種情報を共有する場をつくりましょう。◆公的なサービスでは支援しきれない部分については、地域で支援していくことができるよう、関係機関や関係団体の連携を深める情報交換や交流を進めましょう。◆住民組織を中心に、地域のなかでの交流を図るとともに、孤立やひきこもりの防止、また支援を必要とする障害のある方などの見守り体制づくりの協力・連携を深めましょう。◆企業等は、障害への理解や雇用促進、就労後も見守る体制づくりを進めましょう。

〇〇 町の取り組み 〇〇

- ◆ふじかわ障害児・障害者プラン(障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画)に基づき、サービス提供に必要な基盤整備と人材確保、サービスの質の向上に努めます。
- ◆障害のある人などの保健・医療・福祉施策の充実や総合的な推進、施設の計画的な整備、人材確保への支援に努め、計画の進行管理を行います。
- ◆重症心身障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業までの一貫して効果的な支援を身近な場所で提供するための児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保を図ります。
- ◆医療的ケア児等への適切な支援のため、関係機関との連携を図ります。
- ◆身近な地域での助け合いや見守りの啓発、ボランティア活動の促進など、地域における福祉活動の支援に努めます。
- ◆障害のある人がその適正と能力に応じて、自分に合った働き方のできるように、関係機関や事業所と協力しながら、就労支援から一般就労への移行を支援します。

〇〇 社会福祉協議会の取り組み 〇〇

- ◆社会福祉協議会が実施している障害福祉サービスを広く周知し、必要な人に適切なサービスが提供できるように支援の充実を図ります。

(3) 児童福祉・子育て支援の充実

アンケート結果では、富士川町が「子供がいきいきと育つまち」というイメージに「そう思う」人が、「そう思わない」人を上回っています。

子どもの健全な成長をささえ、保護者一人ひとりが充実した生活と子育てができる環境にしていくためには、今後も、子育てに対する支援体制の充実を図る必要があります。そのためには家庭、保育所、学校のみならず地域の人たちの協力と支え合いが不可欠であり、行政の横断的な連携がとれる体制整備が重要です。

〇〇住民や地域のみなさんに期待すること〇〇

住民	<ul style="list-style-type: none">◆町の広報をはじめ、関係機関・団体からの情報に目を通しましょう。◆サービスを必要とする人に対して、知っている情報を提供しましょう。◆家庭や子育てのあり方、少子化への理解を進め、親子のきずなを深めるとともに、安らぎの場としての家庭づくりに努めましょう。
地域	<ul style="list-style-type: none">◆子どもは次代を担う、かけがえのない宝であるとの認識のもと、地域ぐるみで子どもの成長や子育てを支援しましょう。◆地域の情報提供手段として回覧板を有効に活用しましょう。◆地域内で各種情報を共有する場をつくりましょう。◆公的なサービスでは支援しきれない部分については、地域で支援していくことができるよう、関係機関や関係団体の連携を深める情報交換や交流を進めましょう。◆企業等は、子育てと仕事の両立支援に取り組み、ゆとりのある働き方を保証する労働環境の整備を進めましょう。

〇〇 町の取り組み 〇〇

<ul style="list-style-type: none">◆ふじかわ子ども・子育てプラン(富士川町子ども・子育て支援事業計画)に基づき、サービス提供に必要な基盤整備と人材確保、サービスの質の向上に努めます。◆子どもを持つ家庭への保健・医療・福祉施策の充実や総合的な推進、施設の計画的な整備、人材確保への支援に努め、計画の進行管理を行います。◆地域の組織や団体への支援や育成に努め、子育てを地域で支える子育て支援ネットワークの充実を図ります。◆生後4ヵ月までの乳児がいるすべての家庭を訪問(乳児家庭全戸訪問)し、子育て支援に関する情報提供や養育環境を把握し妊娠・出産・育児の切れ目のない支援について一層の充実を図ります。◆児童センター事業の充実など地域における子育て支援拠点の充実を図ります。◆子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々な悩みごとに円滑に対応できるよう、保健師や保育士等が相談支援を実施します。

〇〇 社会福祉協議会の取り組み 〇〇

<ul style="list-style-type: none">◆地域や社会が子育てをする方に寄り添えるよう関係機関をつなげるコーディネートをし、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、子どもの成長に喜びや生きがいを感じることを支援に努めます。
--

(4) 包括的な相談支援体制の整備

近年、町民の生活課題は多岐にわたり、子どもや高齢者などへの虐待・ひきこもり、生活困窮、ヤングケアラーの問題など、新たな課題が発生してきています。

また、高齢の親と無職独身や障害のある子どもが同居することによる問題（8050問題）、など、複合的な生活課題を抱える人が多くみられるようになってきました。

アンケート結果からは、町行政に求める施策として「地域の中などの身近な場所で、相談できる窓口を増やす」ことが最も求められています。

町では、誰もが気軽に相談できる体制を目指し、子育て世代包括支援センター、地域包括支援センター、ひきこもり相談センター「ここから」、峡南圏域相談支援センター等で相談に応じ、それぞれの機関において連携し可能な支援を行っています。

今後は、各制度の狭間にある問題や、複雑化、複合化した支援ニーズに対応するために、包括的な相談支援体制の構築と課題の把握、課題への対応とともに、関係機関との連携のもと、サービスを総合的に提供できる仕組みを充実させていく必要があります。

〇〇住民や地域のみなさんに期待すること〇〇

住民	<ul style="list-style-type: none">◆日頃から家庭や近所でコミュニケーションを図り、地域でも相談できる相手をつくりましょう。◆ひとりで悩まず、相談窓口を利用するように心がけましょう。◆自分の地域の相談窓口を把握して、相談相手として活用しましょう。◆支援を要する世帯に対して、見守りや声かけ運動を行い、困りごとの早期発見に努めるとともに、民生委員・児童委員や福祉推進員、行政へ連絡することを心がけましょう。
地域	<ul style="list-style-type: none">◆民生委員・児童委員の周知を図り、地域の住民が気軽に相談できる体制をつくりましょう。◆情報が途絶えがちになるひとり暮らしの高齢者などと、日頃からコミュニケーションを図り、信頼関係を築きましょう。◆地域から孤立するような家庭に注意して、相談窓口の活用を促しましょう。

〇〇 町の取り組み 〇〇

<ul style="list-style-type: none">◆現行の相談支援体制の相互の連携強化を図ります。<ul style="list-style-type: none">・要保護児童対策地域協議会において、児童虐待などで保護を要する児童、養育支援が必要な児童や保護者に対し、関係する複数の機関で支援・援助を行います。・生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対し、相談に応じ、早期自立につなげられるよう相談体制を整備します。また、社会福祉協議や関係機関と連携した包括的支援を行います。・子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々な悩みごとに円滑に対応できるよう、保健師や保育士等が相談支援を実施します。（再掲）・ひきこもりに悩む方やその家族に寄り添った相談体制の充実に努めます。・（自殺対策推進計画）に基づき自殺対策に係る知識の普及や相談窓口の周知を行うとともに、地域や関係機関との連携を図ります。・障害者や高齢者などへの虐待に的確に対応するための体制整備を行います。・地域包括支援センターでは、高齢者の方が住み慣れた地域で、その人らしい生活が続けられるように、介護、福祉、保健、医療などさまざまな面で支援を行います。◆複雑化・複合化した支援ニーズに対応し、包括的な支援を行うため、「断らない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に行うための体制の整備に取り組みます。
--

(5) 権利擁護の推進【富士川町成年後見制度利用促進基本計画】

認知症の高齢者や知的または精神障害者の中には、財産の管理や日常生活で生じる契約など、判断が求められる行為をする時に、不利益を被る人がいます。こうした人たちの権利を守るため、成年後見制度や日常生活支援事業があります。

アンケートの結果からは、成年後見制度についての認知度は高いとは言えず、制度の周知啓発が課題となっています。

今後、高齢化に伴い、認知症高齢者が増加し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などに関する相談の増加が予想されることから、本町においても成年後見制度や日常生活自立支援事業の促進のもと、福祉サービス利用者の権利擁護を一層充実していく必要があります。

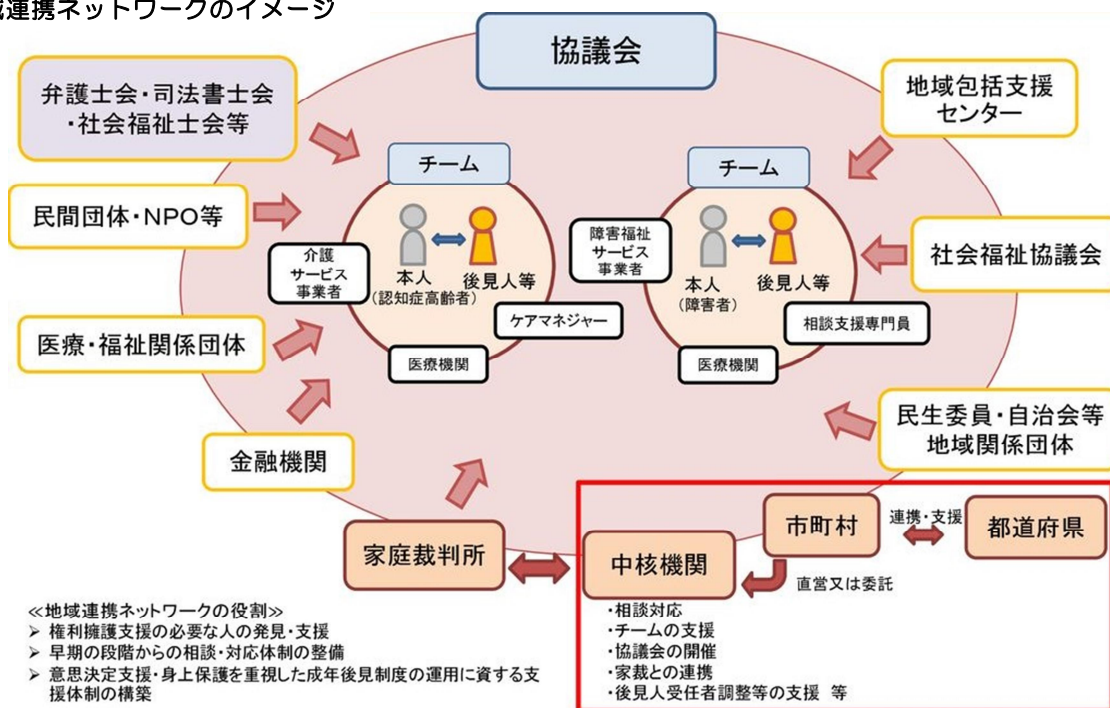
●成年後見制度の概要

成年後見制度は、認知症や知的障害その他の精神上的の障害などにより、判断能力が不十分であるため、法律行為における意思決定が困難な人について、その判断能力を補い、財産等の権利を擁護する「自己決定の尊重」と「本人保護」との調和を理念とする制度です。

●地域連携ネットワークの構築

権利擁護支援が必要な方の状況に応じ、親族や法律・福祉・医療・地域の関係者が連携して関わり、適切に必要な支援につなげるための仕組みづくりが必要です。

地域連携ネットワークのイメージ



出典) 厚生労働省

●中核機関の設置

権利擁護の支援や成年後見制度の利用促進を推進するため、全体構想設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う司令塔機能をもった機関の設置が必要です。

●地域連携ネットワーク及び中核機関の具体的機能

①広報機能

利用する本人への啓発活動とともに、支援を必要としている人を発見し支援につなげることの重要性などの周知啓発を行う。

②相談機能

成年後見制度の利用に関する相談への対応や情報提供を行う。

③成年後見制度利用促進機能

- ・受任者調整（マッチング）等の支援
- ・担い手の育成・活動の促進
- ・日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行の支援

④後見人支援機能

市民後見人等の日常的な相談に応じるとともに必要に応じて支援の体制づくりを行う。

⑤不正防止機能

親族後見人等の経済的虐待や横領等の不正行為の兆候の早期把握を行う。

〇〇住民や地域のみなさんに期待すること〇〇

住民	<ul style="list-style-type: none"> ◆日常生活自立支援事業、成年後見制度等の制度について理解を深めましょう。 ◆自分の地域の相談窓口を把握して、相談相手として活用しましょう。 ◆認知症について理解を深め、本人や家族の視点に立ちながら接しましょう。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ◆民生委員・児童委員の周知を図り、地域の住民が気軽に相談できる体制をつくりましょう。 ◆情報が途絶えがちになるひとり暮らしの高齢者などと、日頃からコミュニケーションを図り、権利擁護に関する支援の必要な人の発見につながるよう信頼関係を築きましょう。

〇〇 町の取り組み 〇〇

<ul style="list-style-type: none"> ◆広報やパンフレットにより権利擁護に関する知識や成年後見制度等の理解の普及啓発を図ります。 ◆権利擁護支援の地域連携ネットワークを目的とした、全体のコーディネートを行う中核機関の整備を推進します。 ◆権利擁護支援が必要な高齢者を早期に発見し、尊厳ある暮らしが続けられるよう、地域全体で支えていくための仕組みづくり(地域連携ネットワークの構築)に努めます。 ◆認知症の高齢者や知的または精神障害者の権利を守るため、市民後見人の活動を推進するための体制整備を行います。 ◆成年後見人報酬助成や成年後見町長申立てを行います。

〇〇 社会福祉協議会の取り組み 〇〇

<ul style="list-style-type: none"> ◆日常生活自立支援事業の周知と利用促進を図り、成年後見制度が必要な方には、制度利用の支援に努めます。 ◆判断能力が低下した方、不安のある方の金銭管理や福祉サービス等の利用支援に対して日常生活自立支援事業により支援します。 ◆関係機関と連携し、法人後見の体制づくりなど利用に関する体制整備に努めます。

日常生活支援事業とは・・・認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分の方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業

基本目標3 すべての住民が安心して暮らせるまち【環境づくり】

(1) 地域福祉推進体制の強化

地域課題については、各種福祉サービスの提供体制を充実していくとともに、関係団体及び地域住民自らによる課題解決のための取り組みを推進していくことが求められています。

地域の問題の解決には、行政機関のみの取り組みだけでなく、民生委員や福祉推進員などが地域に入り込み、地域活動への参画を促すなど、地域社会との繋がりを重視するとともに、問題を発見し、その解決に向けて取り組みを実施していくことが重要であり、今後は支援が必要な人をいち早く見つけて、継続した支援ができるよう連携を強化していきます。

〇〇住民や地域のみなさんに期待すること〇〇

住民	<ul style="list-style-type: none">◆地域の民生委員・児童委員や福祉推進員について、知るように心がけましょう。◆地域の福祉活動には、積極的に参加、協力するよう努めましょう。◆支援を要する人が身近にいる場合、地域の関係機関・団体、行政へ相談しましょう。
地域	<ul style="list-style-type: none">◆民生委員児童委員などの活動を理解し、協力しましょう。◆地域の課題を共有し、課題の解決に努め、地域だけで解決できない課題に対しては、町や社会福祉協議会などに情報を提供するなど、必要に応じた助けあいができるよう、連携を図りましょう。◆地域の関係機関・団体が横のつながりを持てるよう、情報交換や交流のできる機会と場所をつくりましょう。◆新たな組織や団体を受け入れ、既存の地域活動団体との連携・協力を努めましょう。

〇〇町の取り組み〇〇

- ◆民生委員児童委員に対して必要な情報の提供や、研修の充実に努め、その活動が円滑に行われるように支援を行います。
- ◆社会福祉協議会と連携し、地域活動に取り組む団体のネットワークづくりを進め、課題や資源を共有し、支え合える体制をつくります。
- ◆生活支援コーディネーターを中心に、情報のネットワーク化を図り、地域情報の収集・提供のための整備を進め、町民が自主的・自発的に社会貢献活動ができるような体制づくりに努めます。

〇〇社会福祉協議会の取り組み〇〇

- ◆地域での困りごとを地域で解決できる体制(生活支援体制整備事業)として、生活支援コーディネーターを中心に生活支援サポーターの育成や協議体の設置を進めます。
- ◆自治会などの小地域を基盤とした小地域ネットワーク活動を推進し助け合いの輪を広げます。
- ◆地域に入り込み、問題の把握と解決を図るため、研修会などを実施し福祉推進員を育成します

生活支援サポーターとは・・・有償ボランティアのひとつ

(2) 社会福祉協議会との連携強化

町社会福祉協議会は、地域福祉の専門性と民間組織としての機動性・柔軟性を発揮し、地域の特性に応じた福祉活動の支援と推進に大きな役割を担っています。

住民による自主的活動を支援し、その活動を促進するためには、社会福祉協議会を中心とする支援体制の充実・強化を図る必要があります。アンケート結果からも社会福祉協議会に期待することとして「障害のある人や一人暮らしの高齢者など、生活に不安のある人たちが気軽に相談できること」が最も多くなっており、社会福祉協議会を地域福祉推進のための中核的役割を担う組織として位置付ける上で、より一層の連携強化が必要になっています。

〇〇住民や地域のみなさんに期待すること〇〇

住民	◆社会福祉協議会の取り組みに関心を持ち、情報収集や地域の課題についての相談など、積極的に活用しましょう。
地域	◆地域の課題を共有し、問題の解決に努め、地域だけでは解決できない課題に対しては、社会福祉協議会と協力して必要に応じた助け合いができるよう、連携を図りましょう。

〇〇 町の取り組み 〇〇

- ◆地域福祉推進の中心的な役割を担う町社会福祉協議会の地域福祉事業を支援し、地域における福祉活動の推進と各種団体等の連携を図ります。
- ◆連携した取り組みを推進するとともに、安定した円滑な運営が行えるよう支援します。

〇〇 社会福祉協議会の取り組み 〇〇

- ◆職員の資質向上のため各種研修会を実施し、社会福祉協議会の使命と果たすべき役割についての理解に努め、より専門性をもった職員の確保・育成により、マンパワーの充実を図ります。
- ◆小地域による地域のことを話し合う会を開催し、地域の課題を把握します。

(3) 避難行動要支援者への支援の充実

災害発生時の支援は、特に一人で避難することが困難な人にとっては生死にかかわる重要なものとなります。そのため、行政だけでなく、地域全体が日頃から協力して情報を共有しておくことが重要となります。

町では、災害時に自ら避難することが困難である人（避難行動要支援者）の名簿を作成し、本人の同意がある場合は、平時から自治会・自主防災組織及び民生委員・児童委員（支援関係者）に名簿情報を共有し、災害時の迅速な情報提供や避難支援等に努めています。

災害時等における迅速かつ的確な援助や助け合いを行うためには、支援が必要な人を地域であらかじめ把握し、日頃の見守りや災害時の避難を地域ぐるみで行う体制づくりを進めておく必要があります。

〇〇住民や地域のみなさんに期待すること〇〇

住民	<ul style="list-style-type: none">◆「自分の身は自分で守る」という意識を持ちましょう。◆日頃から、災害から自分や家族を守るために何が必要かを家族と話しあっておきましょう。◆地域で開催する防災訓練に積極的に参加しましょう。◆災害ごとの避難場所(福祉避難所)と避難経路を確認しておきましょう。◆緊急時でも地域で助けあえるよう、日頃から隣近所で声をかけあう習慣をつけましょう。
地域	<ul style="list-style-type: none">◆一人暮らし高齢者や障害のある人、子育て世帯などに対する、日頃からの見守り体制を確立しましょう。◆日頃から地域の行事などを通じて地域間交流を図り、顔の見える関係をつくりましょう。◆個人情報の保護に十分留意し、避難行動要支援者等の情報の共有化を進めましょう。◆避難支援等関係者間の連携体制の強化を図りましょう。◆防災の知識普及のため、高齢者や障害のある人、若者が参加できる防災訓練のあり方を検討しましょう。◆災害時に備え、地域の危険な場所を確認しましょう。◆各地区の地区防災計画を整備・充実させましょう。

〇〇 町の取り組み 〇〇

<ul style="list-style-type: none">◆防災訓練の実施や地域ごとの自主的な防災体制整備を支援します。◆町民への防災意識の啓発、情報提供や学校などにおける防災教育に努めます。◆個人情報の取り扱いに配慮しつつ、避難行動要支援者を名簿として管理し、平時から支援関係者等と情報を共有し、災害時の安否確認や避難支援等に対応できるように体制を構築します。◆避難行動要支援者登録制度の周知を図り、支援が必要な方へ登録の働きかけを行います。◆避難行動要支援者ごとの個別避難計画の策定に取り組みます。◆災害時の福祉避難所の確保に努め、町民に周知します。◆適切な福祉避難所運営の推進に向け、運営マニュアルの策定に取り組みます。
--

〇〇 社会福祉協議会の取り組み 〇〇

<ul style="list-style-type: none">◆災害ボランティアセンターの立ち上げに備えて、町内のボランティアや関係団体の参加を得て、訓練を実施します。◆災害時において、町民の生活支援に関わることができるように、災害ボランティアコーディネーターの養成など、救援ボランティア体制の充実に向け、取り組みます。
--

(4) 地域活動拠点の充実

子どもや高齢者、障害のある人など誰もが気軽に集まれる場や様々な人と話ができる場があることで、人との交流ができ、情報交換や共有などができるようになります。

地域福祉推進の基となる住民参加の地域活動が円滑に行えるように地域活動の拠点づくりを行っていく必要があります。

今後は各地域活動を広くPRすることにより、地域福祉の担い手の人材確保と活動の活性化を図ることや、活動するための場所を地域で提供する、使われていない拠点をうまく活用するなどの工夫をして、地域活動拠点の充実に努めます。

〇〇住民や地域のみなさんに期待すること〇〇

住民	<ul style="list-style-type: none">◆隣近所や趣味を楽しむことのできるもの同士が、集い、語らうことのできる場を、積極的に持つよう心がけましょう。◆近隣の公園や公共施設などを、交流や健康づくりに活用しましょう。
地域	<ul style="list-style-type: none">◆回覧板や地区の広報誌など、既存の媒体を効果的に活用し、多くの住民が参加できる機会をつくりましょう。◆交流場所や機会、そこで活動する人材など、地域にある資源の現状を把握し、有効活用を進め活動の活性化につなげましょう。

〇〇 町の取り組み 〇〇

- ◆公共施設が地域福祉活動の拠点として気軽に利用できるよう、関係部局と連携し推進します。
- ◆各地区の民生委員・児童委員及びボランティアが中心となり、歩いて行ける範囲の地区公民館等で、その地域に住む人同士の交流が促進するよう、積極的に取り組みます。
- ◆公共施設や利用可能な空きスペースなどの活用について検討し、活動拠点の整備に努めます。また、空き地・空き家を含めた民間の資源などを福祉活動の場として利用できるよう働きかけます。

〇〇 社会福祉協議会の取り組み 〇〇

- ◆地域で行われている活動や集りを把握し、交流の場や機会等のコーディネートに努めます。
- ◆地域住民が集える場の備品購入や修繕費用を援助し、地域活動拠点の充実に努めます。

(5) ユニバーサルデザインの推進

全ての住民が住みなれた地域で快適に、安全に暮らすためには、安心して外出し、自由に行動できる生活環境の整備が必要です。そのためには、各地域の環境を把握し、道路や施設に限らず、移動手段や設備面に配慮することが重要です。それと同時に、同じ地域に暮らす人、または自分の暮らす地域に来た人が不自由を感じることなく行動できるか、住民ひとりひとりが日々の生活の中で配慮し、積極的にコミュニケーションをとることも必要です。

町では「富士川町新庁舎整備基本計画」に基づき高齢者や障害者、外国人など様々な人の利用に配慮したユニバーサルデザインの理念を取り入れた、すべての人にやさしい庁舎の整備を進めています。

今後は、不特定多数の住民が利用する公共施設や民間施設において、ユニバーサルデザインを積極的に取り入れ、また、施設だけでなく、一人ひとりが多様な人のことを思いやる心のバリアフリーを広げ、誰もが住みやすいまちづくりを進めていく必要があります。

〇〇住民や地域のみなさんに期待すること〇〇

住民	<ul style="list-style-type: none">◆町や地域等で行われるバリアフリーやユニバーサルデザインの学習の場に、積極的に参加しましょう。◆バリアフリーは、設備の整備などだけでなく、一人ひとりの心のあり方といった面でも必要なものです。周囲の困っている人に関心を持ち、思いやりの心を持ちましょう。
地域	<ul style="list-style-type: none">◆地域におけるバリアをチェックし、地域住民、学校、商店などと協働して改善を進めましょう。◆事業者は自らの施設について、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進しましょう。◆様々な心身の特性や考え方を持つすべての人が相互に理解を深められる「心のバリアフリー」の取り組みをしましょう。

〇〇 町の取り組み 〇〇

- ◆福祉のまちづくりを推進し、ユニバーサルデザインの視点に立った生活環境づくりに努めます。
- ◆バリアフリーやユニバーサルデザインの理念の普及・啓発に努めます。
- ◆住民や町を訪れた方のニーズを把握し、地域におけるバリアの把握に努めます。

◆第5章 計画の推進◆

第5章 計画の推進

1. 計画の普及と啓発

地域福祉は、富士川町で生活を営む地域住民が中心となって進めていくものであるため、一人でも多くの住民に計画内容の理解と協力を求めていく必要があります。

町や社会福祉協議会などで定期的に発行する広報紙やホームページなどを活用し、住民への周知を図るとともに、民生委員や児童委員、福祉推進員などに、具体的な活動事例などを紹介しながら、理解と協力を求めていきます。

また、社会福祉協議会では、富士川町の地域福祉を推進するための具体的な活動計画を定める「富士川町地域福祉活動計画」を策定しており、町と社会福祉協議会がそれぞれの役割を理解し、これまで以上に連携を強化することで町民の意識の啓発や地域での取り組みの支援を行います。

2. 連携体制の強化

本計画を推進していくために、町民・地域組織、福祉サービス事業者、社会福祉協議会及び行政が、計画で位置付けられたそれぞれの取り組みを認識し、施策を展開する中で連携し、協働して進めていきます。

また、町行政は、広く町民の暮らしを支える行政全般の責務として、町民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進していきます。関係期間や団体などの役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図るとともに、福祉保健課を中心に、保健福祉に関係する各課の主体的な取り組みと、庁内各課との連携をより一層強化していきます。

3. 計画の進行管理と評価・検証

本計画の取り組みを総合的かつ効果的に推進・展開していくため、適宜計画に基づく取り組みの進捗状況を、関係各課との協働によりチェックし、計画の評価・改善等の必要な見直しを図ります。

さらに、住民参加の視点から町民意識調査や地域福祉活動関係者との意見交換会などを適宜行い、地域福祉活動に関する町民の意識や活動実態の把握に努めるとともに、数値などでは計ることのできない利用者の立場に立った福祉サービスなどの適切な評価が行えるよう、町民の声を反映した検証を図ります。



◆第6章 参考資料◆

第6章 参考資料

1. 計画策定の経緯

◆策定委員会◆

開催日	回	内容
令和3年9月30日	第1回	・富士川町地域福祉計画について（経過・内容説明） ・アンケート調査の報告について
令和3年11月 4日	第2回	・地域福祉計画の骨子案（基本目標）について
令和3年12月17日	第3回	・地域福祉計画の素案について ・今後のスケジュールについて
令和4年2月10日	第4回	・地域福祉計画のまとめ

◆町民意識調査・パブリックコメント◆

実施期間	内容
令和3年 7月20日～8月5日	町民意識調査の実施 調査対象：富士川町在住の18歳以上の男女1,000人 調査方法：郵送配布・郵送回収 有効回収率：396票（39.6%）
令和4年 1月5日～2月3日	パブリックコメントの実施

2. 富士川町地域福祉計画策定委員会設置要綱と委員名簿

◆富士川町地域福祉計画策定委員会設置要綱◆

(設 置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく富士川町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、富士川町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に必要な事項に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 福祉団体等の代表者及び関係者
- (2) 社会福祉施設の代表者
- (3) 住民組織の代表者
- (4) 学識経験者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が完了するまでの期間とする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、委員会を総理し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、福祉保健課福祉担当において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第6条の規定にかかわらず、町長が招集する。

◆富士川町地域福祉計画策定委員会委員名簿◆

区分	氏名	職名	備考
福祉団体等の代表者 及び関係者	深澤 純	民生委員児童委員協議会会長	委員長
	小林 昭子	主任児童委員	
	折居 博文	社会福祉協議会会長	
	保坂 重機	老人クラブ連合会会長	
	牧野 雅紀	障害者福祉会会長	
	齊藤 一恵	愛育会会長	
社会福祉施設の代表者	齊藤 茂樹	富士川荘 荘長	
	駒井 康	ステップ増穂 所長	
住民組織の代表者	功刀 吉文	区長会会長	副委員長
学識経験者	望月 宗一郎	健康科学大学看護学部教授	

※敬称略・順不同

第3次富士川町地域福祉計画
(令和4年度～令和8年度)

発行日 令和4年3月

発行 富士川町